

令和2年第1回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和2年3月2日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 加藤弘文 |
| 4 今泉吉人 | 5 金田敏行 | 6 金田文子 |
| 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 | 10 田中邦利 |
| 11 高森陽一郎 | 12 松下好延 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 7 伊藤 武

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	澤田周蔵
津具総合支所長	村松静人	生活課長	久保田美智雄
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	金田敬司	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 施政方針説明
- 日程第6 教育方針説明
- 日程第7 議案第1号
辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第8 議案第2号
設楽町面の木公園施設条例について
- 日程第9 議案第3号
設楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第4号
設楽町運営基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第5号

- 設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第6号
設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第7号
設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第8号
設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第9号
令和元年度設楽町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第10号
令和元年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第11号
令和元年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第12号
令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第13号
令和元年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第14号
令和元年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第15号
令和元年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第16号
令和元年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第17号
令和元年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第18号
令和2年度設楽町一般会計予算
- 日程第25 議案第19号
令和2年度設楽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第20号
令和2年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第27 議案第21号
令和2年度設楽町簡易水道特別会計予算
- 日程第28 議案第22号
令和2年度設楽町公共下水道特別会計予算
- 日程第29 議案第23号
令和2年度設楽町農業集落排水特別会計予算
- 日程第30 議案第24号

- 令和2年度設楽町町営バス特別会計予算
日程第31 議案第25号
令和2年度設楽町つく診療所特別会計予算
日程第32 議案第26号
令和2年度設楽町田口財産区特別会計予算
日程第33 議案第27号
令和2年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
日程第34 議案第28号
令和2年度設楽町名倉財産区特別会計予算
日程第35 議案第29号
令和2年度設楽町津具財産区特別会計予算

会 議 録

開会 午前8時58分

議長 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですが、第1回の定例会を始めたいと思います。本日、伊藤武君より病氣療養検査のための欠席届が出ておりますので、ご承知おきください。ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達していますので、令和2年度第1回設楽町議会定例会(第1日)を開催致します。これから本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告を願います。

5 金田(敏) おはようございます。令和2年第2回議会運営委員会の委員長報告をいたします。令和2年第1回定例会第1日の運営について、2月20日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告致します。日程第1、日程第2は、従来どおりです。日程第3「諸般の報告」は、議長より報告があります。日程第4「行政報告」及び日程第5「町長の施政方針説明」は、町長より報告と説明があります。日程第6「教育方針説明」は、教育長より説明があります。日程第7、議案第1号から順次1件ごとに上程します。一括上程する議案は、日程第12、議案第6号から日程第14、議案第8号までと、日程第15、議案第9号から日程第23、議案第17号まで及び、日程第24、議案第18号から日程第35、議案第29号までの議案です。日程第15、議案第9号から日程第23、議案第17号までの補正予算につきましては、本日質疑・討論及び採決です。日程第24、議案第18号から日程第35、議案第29号までの当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して、審議することとします。一般質問は、定例会第2日の3月11日に行います。以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いを致します。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番加藤弘文君及び4番今泉吉人君を指名します。よろしくお願いたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。本定例会の会期は、本日3月2日から3月24日までの23日間としたいと思います。御異議ございませんか。
(なし)

議長 異議なしと認め、そのように決定致しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査、議員派遣、請願・陳情の取扱いについて報告します。始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和元年12月及び令和2年1月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管していますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。次に、議員派遣について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。次に、陳情書の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、請願書1件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情書の受理番号1は総務建設委員会附託と決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「施政方針説明」を行います。町長から申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。3月議会定例会初日の開会にあたりまして、議員皆様方にはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年は、暖かい日が続き、神田地区にある黒梅は、例年より早く、今が見頃となっております。また、裏谷の段戸湖は、例年ですと、冬中凍結をするわけですが、今年はほとんど凍結しておらず、「こんな年は珍しい」という声も聞こえております。この気候が続きますと、3月中には桜が満開になるのではないかなと思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。

全国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関して、2月25日に発表された政府の基本方針を受けて、同日、午後3時「設楽町新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置いたしました。

平成27年7月に策定した「設楽町新型インフルエンザ等対策行動計画」これに準じて対策を講ずることとし、イベント等の開催・中止の判断、マスク等の備蓄、疑似症例や感染が確認された場合の対応など、当面の対策について協議いたしました。これら検討の結果、3月8日開催予定の消防団観閲式は中止としました。

2月27日に安倍首相から、全国すべての小中高校で、3月2日から春休みまで臨時休校にするという要請があり、これを検討した結果、町内の小中学校の臨時休校を決定いたしました。家庭での見守り対応や授業数の不足など、様々な影響が出てまいりますが、対応を進めてまいりたいと思います。

また、臨時休校中に小学3年生以下の児童を対象として、町内4か所に放課後児童クラブを開所し、希望者の受け入れを行うことといたしました。その後、昨日であります、愛知県知事から、学校での自主登校教室の開設について要請が

あり、当町でも本日、午後1時から校長会を開催をし、対応を検討する運びとなっております。

小中学校の卒業式・入学式、保育園の卒園式・入園式については、予防対策を徹底をし、来賓および町長、教育長等の参加を見合わせた上での実施を予定しております。

その他のイベントや会合等についても、開催の趣旨や必要性を十分検討のうえ、開催・中止・延期の決定をしております。

今後は、国、県の動向や感染の状況を見極めながら、適切に対応を進めてまいりたいと考えております。

本日は、計画の策定1件、条例関係7件、一般会計・特別会計の補正予算9件、一般会計を始め令和2年度当初予算12件、合計29件を上程させていただきます。

本会議及び委員会で、慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、定例会初日の「行政報告」とさせていただきます。

引き続き、令和2年度「施政方針」について説明をさせていただきます。

本日、令和2年3月議会定例会の開会にあたり、令和2年度の当初予算案並びに諸議案を上程し、ご審議いただくことに先立ちまして、私の所信の一端と予算の大綱を説明申し上げます。

町長として3期目の後半に入り、将来の町の人たちの暮らしぶりを考えた時、今まで以上に、安心安全はもとより幸せな生活を送るためには、社会・経済情勢を踏まえた上で、どういう政策が必要かを皆さんと一緒に考え、真剣に議論しながら、その実現に向けて努力していかねばならないと考えています。

令和2年度予算は、私の選挙公約である「安心して幸せに暮らせる明るいまちづくり」を実現するための、3期目における3年目の予算編成にあたります。「活気」「愛着」「自信」をモットーに、引き続き町民の福祉向上、町の発展を目指して鋭意努力をいたしますが、ただいまから、その内容を含め所信について申し述べます。

設楽町の人口は、本年3月1日時点で、4,700人です。昨年と同じ日の人口から102人減少しております。人口減少に伴い、地域の活力が失われつつあり、将来に向けて厳しい状況が続いています。

こうした状況の中でも、これからの世代の人々が、元気で明るく、また希望が持てる町として成り立つために、設楽ダム関連のハード事業と、地域の実情・住民ニーズに的確に対応するソフト事業の両面から強力に施策を推し進めていくことが今後の最大のポイントと考えています。あわせて、設楽ダム関連の振興施策については、過去からの経緯を踏まえ、令和8年度のダム完成時までの期限に遅延することなく、有利な財源を活用し効率的に進めていきたいと考えております。

以上を踏まえて、最初に「町を取り巻く状況」、続いて「令和2年度当初予算編成方針」最後に「令和2年度当初予算の概要等」の順に申し上げます。

はじめに、「町を取り巻く状況」について申し上げます。

令和元年12月に閣議決定された国の令和2年度予算編成の基本方針には、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本的な考えのもと、道路や河川施設の防災機能強化と東京オリンピック・パラリンピック後の経済活力の維持のため、「民間主導の持続的な経済成長の実現につなげる」ことが示されています。また、財政健全化に向けては、新経済・財政再生計画に沿って着実な取り組みを進め、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒

字化を目指すことを改めて掲げ、予算編成については、厳しい財政状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても「国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。」としています。

そして、同じく昨年末に閣議決定された、令和2年度政府予算案における「地方財政対策」では、一般財源総額の確保と質の改善を図るとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源の活用、防災・減災対策の推進、地方財政の健全化などが示されました。

一方、愛知県の令和2年度予算編成依命(いめい)通達においては、歳入の大宗(たいそう)をなす県税収入については、地方消費税の引き上げによる増収の一方で、法人税は円高の影響などにより企業業績が減益に転ずることに加え、地方法人課税の見直しに伴う税率引き下げの影響により減収が見込まれること、歳出も幼児教育・保育の無償化の通年化や高等教育の無償化開始、扶助費の増加が引き続き見込まれる他、多様化するニーズへの的確な対応が求められていることから依然として厳しい財政状況が続くため、真に必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分することが掲げられています。その上で、令和2年度の目標としては「ジブリパークの2022年実現」をメインとして、「リニア大交流圏」を始めとする11項目を掲げております。

以上が、国・県の動向であり、こうしたことに注視するとともに、新たな政策や制度改正等に的確な対応が求められている状況です。

次に、「令和2年度当初予算編成について」申し上げます。

地方分権時代における地方公共団体の行財政運営は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うこととされており、町を取り巻く各種の政策課題にかかる財政需要は益々増加しているとの認識の元、本町の今後の財政状況・課題は

- 1 町の歳入の半分近くを占める普通交付税については、人口減少に伴う算定額の減少及び合併特例期限の終了に伴う段階的な縮減
- 2 人口減少や少子高齢化などによる町税収入の更なる減少
- 3 上下水道整備、ダム関連事業及び新斎苑建設事業等の大型事業による建設費及び維持管理費の増加
- 4 公共施設の老朽化に伴う維持修繕費の増加

などにより、引き続き厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。

このような見通しを踏まえ、令和2年度の予算編成の方向性としては、

- 1 10年後の予算規模を意識した事務事業の更なる精査、再構築
 - 2 経費を削減しつつ住民サービスの向上を図る事務執行の見直し
- を目指すこととしました。

具体的には、今後の財政見通しを勘案すれば、全ての事業の継続実施は不可能であり、限られた財源の中で効率的に住民要望に応えていくため、

- ・安易な前例踏襲はしない
- ・各種事業内容の今一度の見直しと妥当性を見極め

に重点を置くとともに、今後、町にとって必要かつ重要性をもつ大型事業の執行については、将来にわたる財政状況を見定めた上で、計画的かつ合理的な財政運営の基に進めることといたしました。

あわせて「第2次設楽町総合計画」の目標指標の達成に向けた施策を継続して、また、令和2年度を始期とする「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏

まえ、将来の人口減少を食い止めるべく、移住定住者の確保策のほか、町独自の地方創生に係る施策を積極的に実施することといたしました。

最後に、「令和2年度当初予算の概要等について」申し上げます。

一般会計と11特別会計を合わせた当初予算の規模は、前年比0.3%増の9,584,810千円となりました。このうち一般会計は、6,998,500千円で、前年比1.0%の減、金額にして72,340千円の減となりました。設楽ダム関連事業であるところの公共下水道整備について、令和3年春に一部供用開始を目指すこと、歴史民俗資料館・道の駅の建設事業や新しい火葬場の整備が最終年にあたること、簡易水道施設更新事業の継続などから、令和元年度に続いて大型予算となっています。

続いて、令和2年度の主な事業、新規事業など、第2次総合計画にある「まちづくりの6つの行動指針」に沿った形で説明してまいります。

最初は「みんなが主役の全員協働のまちづくり」についてであります。これからのまちづくりは、行政や議会だけでなく、住民や事業者などと一緒に全員協働の視点で取り組んでいくことが求められます。

具体的には、

- ・地域住民との協働に重点を置き、地域ごとに立ち上がった移住定住推進組織と協力して、引き続き、移住者の受け入れ態勢を整えるなどの事業を進めるとともに、空き家バンク事業の需要と供給のバランスを精査し、更なる有効活用を進めます。その他、関係機関との連携や新築家屋建築への助成も継続をし、移住・定住に力を注ぎ、年間10世帯の移住者の確保を目指します。

- ・住民自らが地域の自治・運営を行う小規模多機能自治組織の設立を目指して、役場職員と住民の意識の醸成を図るため、意見交換会などを開催いたします。

- ・「第2次設楽町男女共同参画基本計画」の具体化を進め、行政と住民が更なる連携のもと男女共同参画社会の実現を目指します。

- ・公共施設等総合管理計画に基づく施設類型ごとの個別計画を策定します。地域と密接な関係にある施設については、関係住民の皆さんのご理解を得た上で最適な管理運営方法を示してまいります。

2番目は「森と水が生きる環境共生のまちづくり」についてであります。

本町は「緑と水」に恵まれたまちです。この恵まれた自然環境の保全を図るとともに、様々な取り組みや活用を通じて、町のPRに活用していきます。

具体的には

- ・「東三河森林活用協議会」が中心となり、再生可能エネルギーの地産地消を目指して公共施設等へのエネルギー供給の可能性調査を実施するとともに、引き続き田口高校と連携して、スギ・ヒノキの枝葉を使ったエッセンシャルオイルを活用した石鹸や杉ポット開発などの取り組みを行います。

- ・間伐や路網等の森林整備のため森林環境譲与税の有効活用を進めるとともに、「設楽町森づくり基本計画」の具体化を図ります。また、林業の労働負担や素材の搬出コスト低減を図るための「林業経営作業道開設補助金制度」や木材流通を促進するための「間伐材搬出事業補助金」を継続いたします。

なお、森林境界確定の取り組みを更に進めるため、新たに「森林境整界確定支援事業補助金制度」を創設いたしました。森林整備地域活動支援交付金事業と歩調を合わせて効率的な事業実施に努めます。

・設楽ダムに係る小水力発電施設について、令和8年のダム完成時の事業化を目指して必要な調査等を実施いたします。なお、その後は、調査結果を踏まえ、実施設計等に着手をしていく予定です。

・環境衛生対策としては、可燃ゴミを民間事業者の焼却場に搬送するために中田クリーンセンターの施設改修工事や重機整備を北設広域事務組合が進めますので、そのために必要となる負担金を支出いたします。

これとは別に、愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づいた、北設広域事務組合及び構成町村と新城市、豊川市及び蒲郡市との広域化運営については、引き続き協議を重ねていきます。

3番目は「地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり」についてであります。

農業、林業、水産業や商工業など町の産業を取り巻く環境は、時代の変化、少子高齢化や人口減少により厳しい状況となっておりますが、道路網の整備や設楽ダム建設事業の機会を生かして、産業の活力と魅力を引き出し、観光施策と連携させて活性化を図ります。

具体的には

・町の南側玄関口である清崎地区で建設中の「道の駅清嶺(仮称)」については、令和3年春のオープンを目指して着実に工事を進めます。後ほど説明します「歴史民俗資料館(仮称)」と一体となった観光交流の拠点施設の役割を果たすべく、運営体制の確立とオープンに向けた準備及び積極的なPR活動をあわせて進めてまいります。

・本年11月に開催される世界ラリー選手権で、設楽町内に一部競技区間が設けられる見込みですので、その機運を盛り上げるとともに観戦場所の整備を進め、町のPRとイメージアップを図ります。

・「観光まちづくり基本計画」に基づき、地域住民が主役となって進める観光施策を支援するとともに、引き続き町の魅力を町内外にPRをしていきます。あわせて道の駅清嶺(仮称)のオープンに合わせて「町の観光協会」の組織の充実・強化を図ります。

また、引き続き「観光まちづくり」という観点から、将来出現する設楽ダムの湖面及び湖畔周辺等を観光資源として有効に活用できるよう、国、県の関係機関並びに下流の受益市と町の共同作業により、ダム湖周辺整備基本計画を基本とした各種構想の具現化を進めてまいります。

・身近な自然の魅力を発信する場として、段戸裏谷原生林に「きらら水の森ビジターセンター(仮称)」の整備を計画していますので、その実現のために必要な保安林の解除等の手続きを進めます。

また、津具地内の面ノ木公園については、4月より県から町へ管理が移管されますが、引き続き来訪者が満足できるよう適正な管理に努めます。

さらに、田原市と設楽町の姉妹都市提携30周年を迎えるにあたり、つぐグリーンパークの施設について、より快適な利用を目指して改修を進めます。

・地元産業の活性化につなげるため、町の特産品を活用したふるさと寄附、いわゆる「ふるさと納税」を継続いたします。

令和元年度の制度改正に基づいた運営を適切に行うとともに、インターネット等により全国へ設楽町の魅力を発信します。

・地域おこし協力隊については、「道の駅清嶺(仮称)」の運営支援に携わる隊員、自らの提案事業を行う隊員を引き続き雇用し、多様な目的・視点により町の活性化に関わってもらうこととしています。

4番目は「安全で快適な暮らしやすいまちづくり」についてです。

「第1期設楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しが行われ、間もなく令和2年度を始期とする「第2期の総合戦略」が策定される予定です。ここでは、第1期の「人口ビジョン」の目標であった2060年における人口3,000人の維持の継続、そのための「政策目標」として、引き続き、毎年10世帯の子育て世帯移住者の確保を掲げています。この実現に向けた総合戦略の各種施策を展開するとともに、町民が将来に渡って安心して暮らせるよう、道路網を始めとする生活環境や交通環境の整備を図ります。

具体的には、

・引き続き、地域住民や消防団等と協力して、地域の防災力の強化を図ります。

近年の台風や集中豪雨による深刻な被害の他、平成28年熊本地震や平成30年北海道胆振(いぶり)東部地震など、どこで大規模地震が発生してもおかしくない状況であり、防災・減災への備えは以前にも増して急務となっています。

このため、令和2年度では、愛知森林管理事務所が清崎地区に所有する土地を、清嶺地区の防災拠点として整備するための準備を進めていきます。

また、引き続き自主防災会が購入する防災資機材費用の補助と防災訓練の実施により、地域住民と協力しながら防災力の強化を図ります。

・田口地区の公共下水道整備事業は、令和3年4月の一部供用開始を目指して管渠工事を進めるとともに、宅内工事の推進や供用開始後の運営体制の整備を進めていきます。あわせて、下水処理場の建設及び幹線管渠工事についても、県代行制度により引き続き進めてまいります。

・八橋地内で建設中の設楽斎苑(仮称)についても、令和3年4月の供用開始を目指して、豊根村及び根羽村と連携して整備を進めます。

町営住宅については、コスト削減を含めて適正な維持管理に心がけるとともに、特別住宅については、入居条件等の緩和を図り入居率の向上に務めます。

・「空家等対策計画」に基き、管理が十分でない空家について、倒壊やゴミの放置などで周辺住民へ迷惑がかからないよう対策を進めます。

・水道事業については、引き続き田口地区の配水管更新工事を下水道事業の工程にあわせながら実施をし、又、名倉・津具地区においても配水管の耐震化更新工事を進めます。

また、設楽ダム建設に伴う国県道等の付替工事の進捗にあわせ、田口地区の導水管の移設工事も実施してまいります。

・農業集落排水事業については、「農業集落排水事業最適整備構想」に基づき、津具地区において処理場の改築工事、老朽化したマンホールポンプの更新を進めます。

・北設広域事務組合で運営している情報ネットワーク施設については、供用開始後10年が経過し、更新時期が到来したことから、北設3町村の負担により大規模な更新事業に着手いたします。

・国道 257号の通称、「安沢の坂」の整備の早期完了を引き続き県に働きかけるとともに、国道 420号の「田峯バイパス」、国道 473号の「月バイパス」の工事進捗にも協力をしてまいります。

・町道については、適切な維持・管理に努めるとともに、井戸入中島線を始めとする5路線の改良工事等を進めます。あわせて「橋梁長寿命化計画」に基づき橋梁の補修を計画的に進めます。

・児童生徒の通学路の安全対策についても、合同点検結果に基づいてグリーンベルト等を設置し安全確保を図ります。

・林道については、森林整備・林業経営の効率化を図り、車両の安全確保を目的として、開設2路線、改良8路線、舗装4路線の整備を継続して進めます。

・農道についても、広域営農団地農道整備事業奥三河2期地区の早期完成を目指すとともに、4路線の改良整備を進めます。

・農業の基盤整備では、県営農地環境整備事業を活用し、用排水路等の改修工事を川口地区及び田峯地区で引き続き進めます。

5番目は「支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり」についてであります。

子どもから高齢者、障害者、これを支える家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子育て支援サービス、医療・介護サービス、障害福祉サービス、健康づくり支援等を充実させ、地域住民がお互いに支え合う地域づくりを進めます。

具体的には

・本年1月に町民課内に子育て世代包括支援センター、通称名「キャッチ」を設置しました。妊娠期から出産、子育ての期間中に必要な支援や情報提供を行い、切れ目ない子育て支援を行っていくこととしています。

その他、初産婦の心理的不安の解消や育児方法の助言を行う助産師による訪問事業及び産後ケア施設の利用助成を実施いたします。

・幼児教育の無償化が始まりましたが、引き続き子どもを安心して保育園に預けることができる体制の充実を図ります。

・また、ニーズに応じた延長保育や子育て世代の悩みや相談に応えることができる仕組みづくりも目指してまいります。

併せて、子どもセンターを子育て支援の拠点とし、町内全域における学童保育の運営を含めて多様な子育て支援サービスを展開します。

・つぐ診療所においては、電子カルテの有効活用を図るとともに、整形外科医師の診療や理学療法士によるリハビリ事業などを交えて、よりの確な医療サービスを提供していきます。

・町内にある介護・老人施設や障がい者施設において、人材不足や職員の高齢化が喫緊の課題となっています。利用者や家族が安心してサービスを受けられるよう関係機関と連携を進めながら、人材確保に協力してまいります。

・介護保険事業については、東三河広域連合が主体となって実施されていますが、今後も構成8市町村が協力・連携して事業を運営してまいります。

なお、高齢者世帯等への配食サービス事業は週1回の提供でしたが、町内飲食事業者等の協力を得て、週2回以上の提供を行います。さらに、病気により塩分等の制限のある方が利用している、専門事業者による治療食の宅配サービスに係る費用の一部助成も実施いたします。

・国民健康保険事業も愛知県との共同運営のもと事業を進め、地域性や被保険者の負担を考慮した適切な保険料率の設定に努めます。なお、令和2年度の保険料から、子育て支援事業の一環として18歳までの被保険者に係る均等割額を半額とすることとしました。

・「高齢者福祉計画」に示されている理念の基、設楽町版地域包括ケアシステムの実現を図るとともに、令和3年度を始期とする次期計画を策定いたします。

この一環として、高齢者等ふれあいゴミ収集事業を創設し、地域の団体等がゴミ出しが困難な高齢世帯等のゴミ出し支援や見守り、声掛けを行うことに対して助成をいたします。

また、ロコモ体操など、地域における介護予防活動を行うグループへの支援の強化の他、「認知症カフェ」の充実を図ります。

さらに、国の補助対象とならない軽度・中度の難聴高齢者の補聴器の購入や修理等にかかる費用への助成、近年問題となっている高齢者の交通事故防止のために、安全運転サポートカー等の購入に対しても助成を行います。

その他、福祉移送サービスについても、料金体系の見直しにより利用料の軽減を図るとともに、利用者の相乗りを可能とすることとしました。

・「障害者計画、第5期障害福祉計画・障害児福祉計画」の理念に基づいた「まちづくり」の実現を目指すとともに、令和3年度を始期とする次期計画を策定いたします。

具体的には、地域活動支援センターを始めとする関係部署において、支援の要望や実現に向けた課題などを把握し、そのニーズに応えられるようにするとともに活動内容の充実を図ります。

その他、就労支援施策についても、関係機関と連携を図りながら自立に向けた対応を継続していきます。

・「設楽町いきいきしたら計画」に基づいて、引き続き住民の健康増進に取り組むとともに、「設楽町自殺対策計画」に基づく事業を展開することで、誰もが身体の健康のみならず、心の健康についても安心して暮せる町づくりを進めます。

・基本健診やがん検診に係る個人負担費用の無償化を継続し、より多くの町民が住民健診を受け、健康の意識を高め、健康で楽しい生活が維持できるよう支援いたします。

あわせて、高校生以下の子どもと65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の費用の全額補助制度、及び町の独自施策として実施している、高校生以下の子どもの医療費無償化事業も継続してまいります。

最後は、「人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり」についてであります。町民の皆が、豊かな人間性をはぐくみ、まちの未来を担う人材として活躍することができるよう、「学び」の環境の構築や機会づくりを進めます。

また、自然環境の保全や地域文化を継承するための活動を支援いたします。

具体的には

・学校教育におけるICT環境の整備を進めます。児童・生徒の主体本的・探求的な学習を支援するとともに、山間過疎地域の地理的環境に左右されない教育の質の確保を図ります。

また、町内小中学校の今後の体制については、保護者等に対して実施したアンケート結果を踏まえつつ、引き続き「小中学校適正配置検討委員会」での協議結果を踏まえながら、子どもたちにとって最善の教育環境が整備できるよう検討を進めます。

・郡内唯一の高校である県立田口高校の魅力化に、郡内3町村を挙げて取り組んでいきます。各種資格取得費助成制度を継続するなど人材育成の支援を行い、入学希望者の増加を目指します。

また、同校の生徒や郡内の中学生に地元企業を紹介するとともに、地元で働くことを具体的にイメージできる企業展である「お仕事フェア」も引き続き開催をし、若年層の地元定着を図ります。

・令和3年春の「道の駅清嶺(仮称)」と一体となったオープンを目指し、「歴史民俗資料館(仮称)」の整備を本格的に進めます。建築工事、駐車場整備とともに施設内の展示、田口線車両の移設等を進めます。

・中学3年生を対象とする海外派遣事業は、子ども達が自分の将来を含め、町の未来を考える契機になること及びグローバルな考え方のきっかけとなることを期待し、引き続きアメリカ合衆国イリノイ州アーリントンハイツに派遣をいたします。

以上、新年度予算におけるまちづくり施策の一端を申し上げましたが、引き続き、町民の皆様とともに将来にわたって明るい希望が持てる地域社会の構築を目指すという決意の基、誠心誠意努力していく所存であります。

どうか、議員各位を始め、町民の皆様の変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。私の施政方針といたします。ありがとうございました。

なお、当初予算案の詳細については、担当課長が説明をいたしますのでご了承いただきたいと思っております。

議長 日程第6「教育方針説明」を行います。教育長から申し出がありましたので、これを許します。

教育長 おはようございます。令和2年設楽町議会3月定例会の開会にあたりまして、令和2年度の設楽町教育行政の方針を申し上げます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位及び町民の皆様の日頃からのご支援と格別なるご理解に心から感謝申し上げます。

本町の教育につきましては、教育大綱による「教育は人づくり」にあり、「めまぐるしく変化する社会の中で、柔軟に、たくましく生きる子供の育成」そして「礼節、思いやり、町に愛着と誇りを持った、地域を支える人材の育成」を理念に、特別支援教育の充実、ICT教育、キャリア教育、英語教育、道徳教育の推進などを重点項目を掲げ、その実現を目指し、政治的中立性、安定した継続性、責任の明確化を保持しながら、「総合教育会議」において、町長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育行政のさらなる充実をめざしているところでございます。

文部科学省が定めた教育課程の基準であります学習指導要領が改訂され、小学校では令和2年度(2020年度)から、中学校では令和3年度(2021年度)から新しい学習指導要領が実施されます。

設楽町としましては、「ICT教育の充実」を目指し、校内無線LANのアクセスポイントの増設整備を図り、タブレット端末を令和元年度に整備してきましたが、令和2年度もこうしたICT機器の十分な活用を図るため、「ICT支援員」を小学校、中学校に派遣するなどして、新しい学習指導要領に沿った教育を推進できるよう、環境を整えて参ります。

また、新設される3年生4年生の「外国語活動」や教科化される5・6年生の外国語学習に対応するため、外国語指導助手の2人体制を、引き続き実施して参ります。

教職員の多忙化が問題となっており、その解消に努めているところではございますが、教職員の勤務時間につきましては、始業・終業時刻の確認や記録が求められているため、客観的に判断できるよう、勤怠情報の管理システムを備えたタイムカードの導入を行いました。教職員の勤務時間管理を引き続き徹底し、労働時間の短縮を目指します。

休暇が取りにくい教職員の休暇取得促進のための「学校閉庁日」につきましては、令和2年度はこれまでの3日間を4日間に増やすこととして、より休暇がとりやすい環境を整えるとともに、こうした休暇中の学校との連絡体制を確実なものにするため、学校携帯電話機を、各学校に1台ずつ配備することとしました。

学校安全衛生の観点から、引き続き、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施して、メンタル不良による教職員の休職などの防止に努めて参ります。

いじめ問題への対応につきましては、「いつでも、どの子も、どこの学校でも起こりうる」ということを常に意識し、学校現場では「早期発見」「早期対応」を念頭に生徒指導に努めているところでございますが、より一層の強化を図るために、教育委員会と学校が情報の共有を行い、組織的な取り組み体制により実効性のある対応を引き続きしていくと共に、「設楽町いじめ対策委員会」や「設楽町いじめ防止対策協議会」などと連携を密にして、より一層の防止に努めて参ります。

特別な支援を必要とする児童生徒のために、学校における生活動作や学習活動の支援を行う「特別支援教育支援員」の人材を確保するとともに、特定の教科について、学年相当の習得状況と比べ、著しく遅れが見られる児童への学習を支援するため、令和2年度については、教員免許保持者による「学習指導員」を1名配置することといたしました。

学校給食につきましては、子供たちの食生活や食習慣と密接に関係することから、地場産品をできる限り活用し、衛生管理の徹底と栄養バランスのとれた献立づくりに努め、安全でおいしい給食を提供していきます。

文部科学省による「学校における働き方改革に関する緊急対策」の対策案として掲げられています、「学校給食費などの学校徴収金の公会計化」に応え、令和2年度から「学校給食費について公会計化」を行うこと共に、あわせて、給食費の保護者負担の公平性を確保するため、保護者に負担していただく「給食費」の1食あたりの単価について、小学校、中学校ごとに統一することといたします。

設楽町立小中学校の適正配置につきましては、「設楽町立小中学校適正配置検討委員会」からの提言書や関係する方々の意見を踏まえ、地域の特性など

に考慮しながら新しい「設楽町小中学校適正配置基本方針」の策定を進めて参ります。

文化財につきましては、国指定、県指定、町指定文化財の適切な保護に努めるとともに、これまで収集された貴重なこの地域の資料について、清崎地内に移転する新しい奥三河郷土館の整備を進め、その活用と適切な運用に努めて参ります。

教育を取り巻く環境は、今後も大変厳しい状況になって行くことが予測されますが、私たちは、設楽町の宝である子供達の健やかな成長を願い、地域や学校と連携して、また、町当局と協議・調整を重ねながら、教育委員自身も全国の教育委員を対象とした中央研修に積極的に参加するなどして識見を広め、着実に教育行政の推進をして参ります。

結びに、議員各位をはじめ町民の皆様のお一層のご理解とご指導をお願い申し上げます。令和2年度の教育行政方針といたします。よろしく申し上げます。

議長 お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(なし)

議長 それでは、10時10分までとします。

休憩 午前9時58分

再開 午前10時10分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第7、議案第1号「辺地に係る総合整備計画の策定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第1号「辺地に係る総合整備計画の策定について」

本議案は、現計画が令和元年度で終了することに伴い、別紙のとおり令和2年度から6年度までの5か年の「新たな総合整備計画」を策定するため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の本計画に該当する辺地は、「駒ヶ原辺地」及び「豊邦辺地」の2地区でありまして、新たな「辺地に係る総合整備計画」においては、町道、農道、林道等の道路及び観光施設の整備事業について計上するものであります。

また、同法第3条第4項の規定に基づきまして、あらかじめ愛知県知事と協議し、本年2月18日付けで「計画に意義なし」との回答を受理しています。

それでは、計画の詳細について、財政課長から説明します。

財政課長 それでは「辺地に係る総合整備計画」、以下「辺地計画」と言いますのでお願いします。説明します。最初に議案等の説明をします。一枚めくっていただきますと、様式第3ということで、総合整備計画書、これが駒ヶ原辺地の分でございます。次が駒ヶ原辺地の事業別の計画書。その次が豊邦辺地の計画書。その次が豊邦辺地の事業別計画書。最後が辺地の全域を示したものと、事業施行箇所図であります。で、のちほど説明しますが、議決が必要となるのは計画書部分だけですので、年度別計画以降は参考資料ということで御理解ください。

初めに、辺地債、辺地計画という話をしましたけれども、過疎計画、過疎債というのもあります。違いを説明します。過疎計画および過疎債は、町全体が対象となっており、ソフト事業も対象となっております。が、今回の辺地計画および辺地債というのは、住所でいうところの字が2つ以上の特定の地域を定めており

まして、限られた地域が対象となります。また、ハード事業のみの対象となります。

次に辺地の定義です。辺地といふとなんとなくイメージが良くないかと思えますけど、法律によりますと、「交通条件、および自然的、経済的、文化的条件に恵まれず、町内の他の地域と比較して住民の生活文化水準が著しく低いへんぴな地域で、政令の定める要件に該当する地域」となっています。現在で言うと、著しくという、ちょっと言葉はありますが、法律上はこうなっているということをお願いします。

で、本町においては田口地区から東西南北の町境の地域になるかというイメージになるかと思えます。で、旧津具村なんですけど、御存じのように1つの地域に役場その他公共施設が集約しております。そうなりますと、あとから説明する辺地度点数が基準に満たないことから、旧津具村の職員に聞いたところ、当初から辺地はなかったということになります。

続いてこの計画の策定目的です。先ほど言いましたように、辺地とその他の地域における住民生活の格差の是正を図るため、ここからですけれども、地方債のメニューの1つである辺地対策事業債、以下「辺地債」といいますが、辺地債を活用できるようにするため、5年分の計画を策定をするというものです。

辺地債は財政上の措置は、過疎債同様充当率100%、地方交付税算定率は80%と他の地方債に比べて有利です。令和2年度当初予算では、歳入に辺地債を計上しております。

次に計画の概要および、辺地の具体的な要件について説明します。先ほど説明があったとおり、現在の辺地計画は平成27年度に策定し、本年度末で計画が終了します。今度の計画は令和2年度から令和6年度までの5か年間となります。

計画書をちょっと見ていただきたいと思えますけども、3、表の上ですね、公共的施設の整備計画のとおり、5年間で実施予定の事業費と辺地債の予定額を定めることとなっておりますので、議決書はこの計画書のみということになります。

次に辺地を決める具体的な要件です。政令で定められておりますが、今回の2つの辺地は前回から継続しております。辺地といひまして、先ほど字が2つ以上というところですが、それにつきましては、計画書のほうをみていただきますと、駒ヶ原辺地のほうでいいますと、西納庫字駒ヶ原と沖ノ平という所になります。で、これらのなかで辺地の中心を定めます。で、この中心というのが、固定資産税にかかる土地の評価額が最も高い宅地。ま、たくさん同じ金額の宅地があるんですけども、いろいろな条件を勘案して中心地として我々のほうで任意に定めます。で、この中心を含む5km²以内の面積、半径約1.3kmの円をイメージしていただきたいと思うのですが、その中に住民票の人口が50人以上必要となります。でするので、あまり人数が少ないと計画の対象にならないと。

で、この要件をクリアした場合には、次に辺地度点数の算定を行います。辺地度点数といひますと、駒ヶ原辺地のほうで見ていただきますと、1(3)辺地度点数255点とありますが、この点数のことです。この点数は中心地から最も近い小中学校、高校、医療機関、郵便局、役所までの距離を、施設ごとに、徒歩分と、公共施設分、この場合バスになりますけども、その距離を単位距離で除して得た得点の点数の合計と、バスの往復運行回数、最も近い路線ですけども、そこから算定した点数を合算した点数のことでありまして、これが100点以上必要となります。

以上の要件をクリアしている、名倉地区の字でいうと駒ヶ原、沖ノ平。それから清嶺地区の字豊邦および字田峯西川はじめ、7の子字地区の豊邦辺地の2か所ということになります。

さきほど言いましたように、地図のほう御覧いただきたいと思うのですが、各辺地の区域、ちょっと見にくいのですが、二重線で囲ってあります。駒ヶ原辺地は、上のほうの三角形、なんとなく三角形の部分。豊邦辺地がちょっと下側で大きく囲ってありますけれども、西側の大きな部分ということになります。

豊邦辺地はかなり広大な区域で、辺地の中心というところがありますけれども、これは中心を定義にあてはめると県淡水の事務所があると思うんですけど、あの付近ということになります。前回までは神田、平山地区も神田辺地として対象でした。が、そのときの点数が100点ちょうどということで、御存じのように設楽バイパス、岩小屋トンネルが開通して、交通状況が良くなって、点数が100点以下となりましたので今回は対象外です。

最後に各辺地の事業概要を説明します。計画書の次の個別計画を御覧下さい。個別計画は各年度の事業費、それから先ほど地図をお示ししましたが、各事業の施工箇所が示してあります。

最初に駒ヶ原辺地です。道路舗装が2路線、農道改良が1路線です。5年間の総事業費見込みは72,800千円、借入れ可能となる辺地債は40,500千円を予定しております。年度ごと、路線ごとの事業費は年度別計画のとおりです。

続いて、豊邦辺地です。道路改良が1路線、林道改良1路線と、舗装が1路線。それから観光事業として、きららの森整備事業が予定されております。すべてひっくるめて5年間の総事業費見込みは377,300千円、辺地債の予定は124,900千円です。各事業の内容は同じく年度別計画のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田(敏) まず、こちらの名倉のほうですね。西納庫のほうお聞きしたいんですけど、豊邦のほうは、この説明の中に曲がりくねった町道を利用せざるを得ない状況であると。冬季は積雪や路面の凍結に悩まされていると。で、事業の中にですね、これに対する道路整備あるんですけども、舗装はあるんですけど、曲がりくねった道や何かを直すような改良はみていないんですね、全然予定していない。でも、豊邦のほうは道路改良はちょっと予定してあるんですけど、名倉のほうはこれに対する改良などは一切考えていないんでしょうか。

建設課長 今回の辺地債のほうには入っておりませんが、農道のほうの奥三河Ⅱ期地区というのが、4年には開通するという見込みで今事業を進めておりますので、それが今回この地区の道路改良となっていく形になっていくかと思っております。以上です。

1 七原 この豊邦地区のきららの森整備事業ということで、総事業費250,000千円以上になっていきますので、目的についてはこちらに、県内最大規模を誇る原生林をいかした観光拠点づくりが必要であるということになってはいますが、これだけのお金を使って整備されるので、もう既に観光拠点づくりが必要という目的だけではなくて、そのために何をするかという、そういった具体的な施策というのはもういろいろ策定されているんでしょうか。

産業課長 現在はですね、施設の計画をしておりまして、それにあわせてどのようなことに使っていくかというところはあわせて計画をしておりますので、まだ計画

というか、みなさんにお示しできるようなものではありませんので、今後しっかり煮詰めて説明させていただきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第1号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第1号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第8、議案第2号「設楽町面の木公園施設条例について」を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第2号 「設楽町面の木公園施設条例について」

「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案における面の木公園施設は、令和2年4月、愛知県から設楽町への施設移管に伴い、設楽町の新たな「公の施設」として設置し、地域振興に資するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、施設の設置、管理運営に関する事項について条例で定めるため、上程するものであります。

また、今後、施設の効果的かつ効率的な管理運営を図るため、今回の条例において、同法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定に係る条文も併せて規定するものであります。さらに、附則においては、「面の木公園施設」における多目的施設の使用料を規定するため、「使用料条例」の一部を改正するものであります。施行期日は、令和2年4月1日です。

条例の具体的な内容について、産業課長から説明します。

産業課長 それでは面の木の公園施設の条例につきまして説明させていただきます。先ほども副町長から説明ありましたとおり、県からの移管に伴いまして、面の木ビジターセンターの跡地に設置される多目的施設を中心に公園を観光振興等に有効活用するためにこの条例を設置になります。基本的には県の条例が元々ありましたので、条例をもとに作ってあります。なお、令和元年度に愛知県予算により、新設、補修、撤去等の工事が完了となる予定となっております。

次に施設の概要でございますが、多目的施設と駐車場、旧の面の木のビジターセンターにあったものでございます。あと、トイレにつきましては、旧面の木のビジターセンターの駐車場にあったトイレのみに集約されることになっております。あと、現地につきましては散策路、あずま屋、トイレ等の機能の不全とか破損の施設につきましては撤去されたということと、あと、補修で構成されております。うち、拠点となる多目的施設1棟が約10㎡の小さなミニハウスなんでもございますが、そこにはWi-Fi施設を完備、あと、電源、水道の供有となっております。それを5棟で構成されて建築をされております。

運営体制につきましては、利用時間、期間等は4月から10月の末まで。時間につきましては午前9時から午後4時までで、今までどおり、冬季につきましては積雪等いろいろ考慮しまして休止となっております。施設管理のうち、園地につきましてはこれまでどおり囑託の管理人がおりますので、今までどおり草刈等の管理をさせていただきます。あと、多目的施設につきましては、棟ごとに利用目的を

割り振りまして、今のところ考えておりますのは、休憩棟を1棟、あと、ワークショップやワーキングなどを4棟と考えております。使用料につきましては最後の先ほどの副町長が言ったとおり、改正ということで、6枚目ののっておりますが、面の木の施設の使用料といたしまして、ワークショップやワーキングにつきましては有料とさせていただきます。なお、近隣に類似の施設がなかったものですから、使用料についてはですね、山間地や離島のワークショップやワーキングで使用できるレンタルルームを参考に、個室である点を考慮して設定してあります。多目的施設とトイレの管理清掃は嘱託管理人と一部を外部に委託していきます。後の1年、2年の実証的な実験を管理運営を経まして指定管理と移行させていくつもりでございます。なお、施設の予約につきましては、観測していくということと、ニーズにあったこと、ということを考えましてネット予約などを活用できるように考えております。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

9 山口 10条のですね、2項、「前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第3条から第7条までの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。」という添え書きがあるわけですけど、この想定される具体的な例をつけてちょっと説明をしていただけますか。

産業課長 この「指定管理者」と読み替えるものとする。」というところは、収納するところが指定管理者になりますので、簡単に説明しますと、その料金をもらったものが、通常ですと指定管理じゃないと、役場のほうに現金を入れてもらうかっこうになるんですが、指定管理者でもそれをもらうことができるという、それを活用するということができる、ということになりますので、許可を町長が出せるということになっておるところを、指定管理を受けたところがだせるということにつきましては、要は貸すことが指定管理者ができるという、通常でいきますと、うちの施設でいきますと、町長が認めた者に貸します、となるんですが、指定管理者を受けたところにつきましては、指定管理者がそれを使用させることが認めるといえることができるということになっておりますので御承知置き下さい。

9 山口 私も読んでみたんですけど、要は町長は指定管理者に管理を任せるといって、これがなければですよ、これで指定管理者が運営を持っていくわけなんですけど、指定管理者が町長とあるのを指定管理者に名前を置き換えることができるという条例によって、指定管理者がまたよそに又貸ししてもいいと、いうようにとらえられちゃうんですけど、その辺の具体的な説明がほしいなと思いましたので質問をしました。もう少しわかるように教えていただきたいと思います。

副町長 基本的に指定管理者自体は、当然条例に基づいた手続を行って、議会で議決されて指定管理者になるわけです。ただし、その指定管理者がまたほかの業者とかほかの団体に指定を委託をするというのはできません。ただし業務の中には、例えば施設の保守点検とかそういう個別の業務を専門業者に委託することはできますが、管理運営を指定されているのはこの指定管理者ですので、ほかにこれを委託することはできないということで。今回のこの条例については、現時点では町の直営施設という位置づけであります。将来に渡って指定管理者ということ想定した場合を踏まえて、今回この条文を付け加えてあるわけです。で、さっき産業課長が説明しましたように、町長が、その権限に属している

ものを、議会の議決を経た指定管理者に読み替えるということで、その指定管理者の権限でもって管理運営を行っていくということでもあります。

議長 ほかにありませんか。

11高森 第4条の暴力団関係の条文なんですが、こうゆう暴力団が利益上げるような不当行為するような事例があるからこれわざわざ入れたものだと思うんですが、こうゆうふうな事例というのはそんなに発生するものでしょうか

産業課長 事例はございませんが、今の公共施設を貸すとかですね、この条例には必ず載っているものなので、同じく載せさせていただいております。

4今泉 多目的施設というんですが、これ、休憩の小屋ですかね。これ何棟くらいつくるんですかね。それとあと、一回無料となっているんですが、この無料というのはどういうふうなことで無料になるんですかね。

産業課長 先ほども説明させていただいたとおりですね、ミニのハウスが5棟ございまして、そのうちの1棟が休憩利用ということで、基本的にはパンフレット等置かせていただいて、その1棟を使っただけだと考えておりまして、あとの4棟はワークショップ等の、無料ではなくて有料で貸出しをいたします、というところになっております。

議長 ほかにありませんか。

6金田(文) 今嘱託管理人の方がいらして、すごくいいふうに管理していらっしゃることを承知していますが、細かいことにはなりますが、バーベキューか何かできるようなのがちょっと管理等の横にありますよね。今は物置みたいになっているんですが。あれはどうなるのかちょっと教えてください。

産業課長 現在、昔津具村時代にバーベキューをやれるということで作ったと思うのですが、現在はこちら管理人が作業小屋と作っておりますので、下のほうはどうしても柱が悪くなってきていますので、改修をしてですね、同じように今のところ考えているのは作業小屋として使っただけということ考えています。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第2号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第2号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第9、議案第3号「設楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第3号 設楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる番号法ですが、その一部改正に伴い、情報提供等記録の取扱い等について所要の規定の整備を行う必要があるため、改正するものであります。なお、施行期日は、公布の日であります。改正の詳細については、総務課長から説明します。

総務課長 それでは、条例改正のもとになっております「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」条例では「番号法」と略しておりますけれども、こちらの番号法の改正内容を、まず説明させていただきます。

番号法の第19条で特定個人情報、いわゆるマイナンバーを含む個人情報を提供できる場合をいろいろな条件をつけまして限定しております。その中に今回ですね、「条例事務関係情報照会者が条例事務関係情報提供者に法律等に基づき、特定個人情報の提供を求めた場合に、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供ができる」という規定が新たに追加されました。ちょっと言葉がわかりにくいんですけども、「条例事務関係情報」ということで、これですね、特定個人情報については、法律で利用できる場合が非常に限定がされております。で、地方公共団体が法律で定めている事務以外でこの情報を利用するという場合には、条例にその事務を定めるという必要があります。これを定めた上で照会する場合、それからそれに回答、情報を提供する場合にネットワークシステムを利用してできるという規定が追加されたということでもあります。

で、法律に第26条が追加になりまして、条例事務関係の情報の提供を行う場合には、元々法律で定めている記録ですとかそういった事務手続に関して定めている部分を準用するという条分が26条で追加されました。でその26条を追加したことにより、元々の26条以降が条分が繰り下げになったというのが番号法の改正の内容になります。で、この番号法の改正にあわせて、町の条例を改正するというものであります。

新旧対照表をごらんください。第2条第4項の「情報提供等記録」という欄に新たに番号法26号で規定しております、条例事務関係情報に関する手続の準用ということで、この文言を括弧書きで追加しております。

それから第32条の2では、もともと「情報照会者又は情報提供者」という表記でありましたところに、「条例事務関係情報照会者と条例事務関係情報提供者」という文言を追加しております。

それから、めくっていただきまして、第33条第2項第1号はですね、引用している番号法の条項が変わっておりますので、その条項ずれを訂正いたしました。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

10田中 条例事務関係照会者と条例事務関係情報提供者とは具体的にはどういうふうな団体というか、主体になるんでしょうか。

総務課長 執行部といいますか、地方公共団体になります。

10田中 そうすると、地方公共団体からのやりとりの場合に、照会者と提供者というふうに整理して考えればいいのでしょうか。

総務課長 はい、そのとおりで結構であります。で、それを情報提供、ネットワークシステムを介して情報のやりとりができるというふうに法律が改正がされたらと。

10田中 その場合ですね、行政事務の情報だけじゃなくて、例えば税務だとか、健康保険ですね、そこらへんの情報の照会、提供もあると思うんですが、その点についてはこの条例が適用されますか。

総務課長 はい、適用になります。で、特に元々の番号法のほうで、地方公共団体の町、その他執行機関は、福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税または防災に関する事務については情報が提供ができる、という規定になっておりまして、それ以外に情報を提供する場合には、条例で定めた事務についてできるという法律になっております。で、これら今言った情報全てについて、設楽町の個

個人情報保護条例は適用になってきますので、この条文が適用してくるといふ御理解をお願いします。

議長 ほかにありませんか。

6 金田(文) 確認させていただきます。今総務課長さんがおっしゃった、番号法に定められていること以外は、それ以上のことが情報提供できるようになるためには、その町の条例に定めなければならないというふうに聞き取ったのですが、そうすると、番号法に定められている以上のことは町の条例にはプラスされていないと受けとっていいですか。

総務課長 今回の件につきましては、設楽町の条例でいいますと、設楽町個人番号の利用及び、特定個人情報の提供に関する条例という条例がですね、定められておりました、その中に事務として盛り込まないと情報提供ができないという流れになっております。設楽町の条例の中にはですね、現在1件登録があります。情報照会機関としては教育委員会という形ですけども、学校保健安全法による、医療に要する費用について援助に関する事務であって規則に定めるものというような形で限定をされております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議長 議案第3号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(なし)

議長 異議なしと認めます。議案第3号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第10、議案第4号「設楽町運営基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案についての提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第4号 設楽町運営基金条例の一部を改正する条例について

「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案は、公共下水道事業の進捗に伴い消費税還付金が生じ、その明確な積立先として、また公共下水道の供用開始後の事業運営のため、地方自治法第241条の規定に基づき、「公共下水道運営基金」を新たに設置するものであります。

また、一つの特別会計で運営しています農業集落排水事業において、「名倉・津具それぞれの農業集落排水運営基金」を統合し、効率的な財源確保を図るため、「農業集落排水運営基金」に名称を改め、「運営基金条例」の一部を改正するものであります。

具体的な改正につきましては、新旧対照表の第1条「設置」に関する規定を始め、第4条「運用益金の処理」及び第6条「処分」の規定において、それぞれ第4号に位置しますが、その規定は、新たに設置する「公共下水道運営基金」に、また第5号は、名倉と津具が統合するための「農業集落排水運営基金」に係る規定として改正するものであります。

附則第1項の施行期日は、本年度における消費税還付金を年度内に積み立てるため、「公布の日」とするものであります。なお、第2項は経過措置です。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田(敏) 確認なんですけど、第1条第4項の公共下水道というのはこれは田口地区のことであって、5項の農業集落排水運営基金というのは津具と名倉の集排が1つになってこれになったということですよね。

副町長 公共下水道運営基金は新規設置で、名倉と津具の農業集落排水運営基金というのは統合して1つの基金とするものであります。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第4号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(なし)

議長 異議なしと認めます。議案第4号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第11、議案第5号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第5号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」
「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案は、本年1月29日に「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、保険料の課税限度額の引上げ、及び国保料の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る「所得判定基準」を改正するものであります。

具体的な改正内容の1点目は、第21条の保険料の基礎賦課限度額を従来の「61万円」から「63万円」に、また、第27条の介護保険納付金賦課限度額を「16万円」から「17万円」にそれぞれ引き上げる改正であります。

2点目としましては、第33条第1項に規定する5割、2割軽減の所得判定基準に係る「被保険者数に乗ずる額」については、同項第2号の5割軽減は「28万円」から「28万5千円」に、第3号の2割軽減は「51万円」を「52万円」にそれぞれ引き上げる改正であります。

第4項及び第5項は、第21条及び第27条の改正規定に基づく改正です。

施行期日は、令和2年4月1日で、附則第2条は、改正後の規定は、令和2年度以後の保険料に係るという経過措置であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 見通しですが、この改正によって付加限度額の対象人数が増えるのか減るのか。それから額は増えていくと思うんですが、どの程度予測しているのか。

町民課長 ちょっと、システムによるシミュレーションがうまくできなかったんで、担当に手計算させたんですけども、その結果、医療分で該当が2名、額としてはおおよそ4万円。介護分が該当が1名、金額がおおよそ1万円程度です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第5号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(なし)

議長 異議なしと認めます。議案第5号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第12、議案第6号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」から日程第14、議案第8号「設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第6号から第8号までは、住宅の管理運営に係る条例改正で関連がありますので、3議案とも「地方自治法」第96条第1項により、別紙のとおり提出し、一括で説明させていただきます。

議案第6号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」本議案は、民法の一部改正に伴い、民法第404条に規定する「法定利率」が変動性になったことにより、条例第21条の住宅の明渡し請求に係る利息の算定割合を、「年5分の割合」から民法で定める「法定利率」に改正するものであります。

議案第7号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」本議案の改正は2点ありまして、まず、1点目は、単身者の入居希望への対応及び空き部屋の解消を図るためです。すべての普通住宅及び特別住宅において単身での入居を可能とするものであります。2点目は、先の農林業担い手支援住宅条例の改正と同様です。

具体的な改正内容は、第5条第1項第1号において規定しています「入居資格」を緩和し、単身者が入居できる規定を明確にする改正であります。この改正に伴い、従来の第40条の2の「単身者の入居」規定は不要となるため、削除するものであります。

次に、第38条第3項及び第59条第3項は、「明渡し請求」に係る利息の算定割合の規定についてです。先ほどの法定割合の変動性に伴い、「年5分の割合」から「法定利率」に改めるものです。

最後、議案第8号「設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」

本議案は、民法の一部改正に伴い、真に住宅が必要な入居希望者への的確な住宅供給を図るため、保証人確保が困難な者の入居における「連帯保証人」に係る要件を緩和し、従来2名の連帯保証人から「1名」でも入居できることとし、空き部屋の解消につなげていくため、改正するものであります。

以上、3条例いずれも施行期日は、令和2年4月1日であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は1件ごとに行います。

議案第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第6号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第6号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。

議案第7号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第7号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第8号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第8号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第8号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第15、議案第9号「令和元年度設楽町一般会計補正予算(第7号)」から日程第23、議案第17号「令和元年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第2号)」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それではまず、議案第9号「令和元年度設楽町一般会計補正予算(第7号)」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ373,623千円を減額し、予算総額を6,867,719千円とするものです。

第2条の「継続費の補正」については、4ページの第2表に記載する「(仮称)歴史民俗資料館建設事業」に係るもので、令和3年春のオープンに向けて、令和2年度の当初予算を編成する中で、本年度の今後の発注事業を含め全体事業費を精査したところ、外構工事、田口線展示施設建設工事の増額、一方、展示物作成委託及び田口線車両移送業務委託の減などがありまして、それにより、令和元年度分として4,675千円の増額、2年度分として45,127千円の増額で、継続費の総額は、49,802千円の増額であります。

なお、2年度分で増えている主な理由としましては、展示物作成委託料について元年度分の執行見込みが減額したことにより、その執行減した分が令和2年度に加算されているということで増えているものであります。

なお、年割額については、令和2年度当初予算に対応しています。

続きまして、第3条の「繰越明許費」については、5ページの第3表をお願いします。

上から3段目の道路改良事業81,320千円については、町道笹平奴田小松線、町道黒倉神田線の改良工事及び町道豊邦作手線の設計業務委託がそれぞれ工期延長となったことによるものであります。

そのほかの簡易水道特別会計繰出金、農業集落排水特別会計繰出金、公共下水道特別会計繰出金については、それぞれの特別会計の繰越事業の一般会計負担分によるものであります。

したがいまして、今回の繰越明許費の総額は、311,161千円であります。

なお、簡易水道特別会計及び公共下水道特別会計における「繰越明許費」については、既に12月補正予算で議決されていますが、本来であれば特別会計の財源として一般会計から支出するものであるため、同時に上程すべきものでありましたが、遅れて今回の上程となったことに対して、誠に申し訳ありませんでした。

続いて、第4条の「繰越明許費の補正」については、6ページの第4表に記載する「橋梁修繕事業」によるものであります。

12月議会で上程しました二ツ入2号橋始め3橋の橋梁修繕事業については、国庫補助金の2か年の交付金割り当て決定を踏まえ、令和2年度実施分を240千円増額するもので、総事業費自体の変更はありません。

そのほかは、修繕事業の繰越に併せて繰り越す「修繕事業監督業務委託」3,619千円を始め、「下山線の検討業務委託」5,313千円、「修繕工事積算及び監督等支援業務委託」4,500千円の追加でありまして、総額13,672千円の増額であります。

第5条の「地方債の補正」については、7ページの第5表に記載する地方債補正によるものであります。

過疎対策事業債の「農業集落排水設備更新事業」については、国の経済対策による補正予算に伴い、特別会計において津具地区の農業集落排水施設更新事業に係る事業費増額の財源確保として2,200千円追加計上するもので、事業費の執行見込みより減額する公共下水道設備整備事業の400千円減額と合わせて過疎債全体では、1,800千円の増額であります。

また緊急防災・減災事業債の防災行政無線(移動系)デジタル化事業については、事業費の確定により72,200千円の大幅な減額補正であります。

以上、合算しますと、70,400千円の減額であります。

それでは、歳出から説明しますので、事項別明細書14、15ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、人件費の整理を始め、決算状況を踏まえたものや、事業費の確定に基づく更正減がほとんどでありますので、個々の詳細な説明は省略し、増額や多額な減額で主だった補正を中心に説明させていただきます。

2款総務費 1項1目一般管理費は、人件費の整理を始め、実績見込みや事業費の確定による減額です。なお、13節の公会計ソフト保守委託料については、契約額の減額及び他でソフトを購入したことにより、半年分の費用が不要となったことによる減額です。3目電子計算費は、いずれも事業費の確定に伴うもので、とりわけ基幹系システム移行データ作成及び人事給与システム改修は、一部を翌年度へ先送りし、マイナンバーカード旧氏記載対応業務は、他の方法による対応のため未執行となり、歳入の国庫補助金と併せて全額を減額しています。

16ページ 4目自治振興費及び5目企画費は、いずれも額の確定によるものです。なお、5目企画費のWRCのプレ事業関連では、8節のボランティア謝礼を始め、バス借上料、道路維持補修工事は執行を要しなかったことから全額を減額するとともに、重機借上料は執行残で、このWRC関係では15,648千円の減額であります。

18ページ 6目移住定住推進費は、地域おこし協力隊員の1名減等に係る所要額の減額のほかは、いずれも執行に伴う額の確定により、減額する補正であります。19節の補助金は、交付申請者の減少によるもので、とりわけ移住支援事業補助金については、該当者がなく全額を減額するもので、節全体では12,899千円の補正減であります。21節の後継者育成基金貸付金は、当該基金から直接貸し付けたことから、不用となり全額を減額するものであります。10目情報通信基盤整備費の北設広域事務組合負担金は、広域事務組合の決算見込みによる補正予算に基づき、組合から指示された額の補正であります。2項徴税费は、人件費の整理のほかは、事業費の確定によるもので、ふるさと納税返礼品は、申込者の減少見込みにより減少しています。

22ページ 4項選挙費は、いずれの選挙とも、執行経費の確定による減額であります。

24ページ 7項交通対策費は、いずれも事業費の確定又は実績見込みによる減額です。2目公共交通費の生活交通路線維持費補助金は、収支不足の縮小により補助金額が減額となる一方、3目郡公共交通活性化協議会費の「おでかけ北設津具線運行委託料」については、運行収入の減少に伴い委託料350千円を増額して事業費の補填をするものであります。

26ページ 3款民生費 1項社会福祉費の3目老人福祉及び4目介護保険費は、事業費の確定による補正減で、5目やすらぎの里費の指定管理料は、年間を通じて、1か月当たりの平均入所者数が当初予算より約10名程度減少したことによる補正減であります。6目地域活動支援センター費は、通所者数の減によるものであります。

28ページ 2項児童福祉費 2目保育園費及び3項国民年金事務取扱費は、人件費補正のほか、田口宝保育園における園児数の増加による民間保育所措置費2,132千円の増額であります。4款衛生費 1項1目保健衛生総務費及び2目予防費は、額の確定及び受診者数、それから出生者数等の実績に基づき、それぞれ所要額を減額しています。なお、インフルエンザ予防接種費においては、子どもは55%、高齢者は70%という接種率の見込みであります。

30ページ 3目つぐ診療所費は、特別会計における医師派遣収入の減に伴う歳入歳出補正額の調整額で、不足する額を繰出金として増額するものであります。

5目斎苑費は、建築工事に係る施工監理委託料及び工事請負費の額の確定によるものです。

32ページ 4款衛生費 2項1目清掃総務費の北設広域事務組合負担金は、組合の執行状況の見込みに基づく補正予算により、組合から提示された負担金の減額であります。5款農林水産業費 1項1目農業委員会費の13節委託料は、更新作業工程の減少による委託料の減額です。2目農業振興費は、人件費のほか、道の駅に係る商品開発作業賃金1,020千円及び臨時職員募集広告料465千円は執行しなかったことによる皆減であります。19節の経営体育成支援事業補助金は、一部不採択により、また、農地中間管理機構集積協力金は集積農地の減少による減額であります。

34ページの3目農地費は、事業費の確定又は県補助金の減額により未執行等に伴う工事請負費及び負担金額の減額です。

36ページ 4目農業集落排水費は、特別会計の執行状況に基づく歳入歳出補正額の調整額を繰出金として減額するものであります。

2項林業費 2目林業振興費及び3目林道事業費は、いずれも事業量又は事業費の確定により、所要額を減額するものであります。林道事業費の林道改良工事における碁盤石山線改良工事は、事業不採択により当初予算から14,000千円全額を減額しています。

38ページ 7款土木費 2項1目道路橋りょう総務費及び3目道路改築費のほとんどは、それぞれ業務量及び額の確定に伴う減額であります。

うち、1目道路橋りょう総務費の13節トンネル点検業務委託については、町道平野松戸線の第1トンネルの点検を中止したことによるものであります。また、道路改築費の15節町道等改良工事については、補助対象事業費の減により一部事業費を調整したことによるもので、17節公有財産購入費は、国県道3路線に係る

事業費の確定によるものであります。また、22節物件移転補償費は、町道上原荒尾線について愛知県との調整により、また町道黒倉神田線については、次年度へ補償を先送りしたことにより、併せて1,500千円全額を減額しています。

40ページ 3項河川土木費 1目河川総務費の15節河川維持工事は、2件の入札の不調による大幅な減額で、また、19節急傾斜崩壊対策事業費の減額に伴う負担金の減であります。

42ページ 5項公共下水道費は、特別会計の執行状況に基づく歳入歳出補正額の調整額に係る額を繰出金として減額するものであります。8款消防費 1項1目日常備消防費 19節の新城市消防本部広域消防事務負担金は、本年度負担金額に前年度精算額分を加えて額が確定し、新城市から通知された額に伴う減額であります。2目非常備消防費は、団員数及び退職団員数の減に伴い額が確定され、それぞれ所要額を減額する補正です。3目消防施設費は、いずれも額の確定によるものですが、特に15節工事請負費の防災行政無線局(移動系)デジタル化工事は、多額な請負契約の残額が生じ、歳入の緊急防災・減災事業債も併せて減額補正をしています。4目災害対策費の自主防災会防災資機材購入費補助金は、申請団体の事業費の減額によるものであります。

44ページ 9款教育費 1項教育総務費の2目事務局費から47ページの3項2目の中学校振興費までは、いずれも実績見込みに基づく執行残を減額する補正であります。中学校振興費の19節中学校体育大会派遣費交付金は、特別に輸送費や宿泊費を要することがなかったため、400千円全額を減額額しています。

46ページ 4項社会教育費 2目社会教育費から4目奥三河郷土館費までは、額の確定及び実績見込みによる減額であります。

48ページ 6目歴史民俗資料館費の8節ワーキング委員報償費は、実施回数の減によるものであります。5項保健体育費は、いずれも事業費の確定による減額ですが、2目の社会体育施設管理費の13節グラウンド整備委託料は、次年度の当初実施に実施時期を変更したことに伴い、今年度は未執行で、400千円全額を減額しています。

続きまして歳入について説明しますので、4、5ページをお開きください。

8款自動車取得税交付金については、令和元年9月末で終了となった旧法によるものですが、消費税増税前の駆け込み需用の増加が考えられ、当初交付見込みより増額となったことによる追加補正であります。13款分担金及び負担金 2項2目民生費負担金は、養護老人ホームにおいて町外入所者が死亡または施設への入所等により平均25人から17人に減少したことによる減額であります。3目衛生費負担金は、歳出の実績見込みに基づき、豊根村及び根羽村に係るそれぞれの負担金を算出し、補正するものであります。15款国庫支出金 1項1目民生費国庫負担金は、田口宝保育園の運営費に係る財源として、歳出で説明しましたように、入園児数の増に伴い、所定の負担率2分の1で5,522千円増額し、民生費県負担金は、負担率が4分の1でありますので、同様に1,947千円の増額であります。

2項3目衛生費国庫補助金から6ページの教育費国庫補助金までは、いずれも歳出の補正予算に連動して減額する補正ですので、詳細は省略します。なお、4目土木費国庫補助金の3節住宅費補助金に係る空家再生等推進事業において除却して補助しました3件の空家に対し、国庫補助金は補助率2分の1で750千円を新規計上するとともに、県の補助金においては補助率が4分の1であります。

8 ページ 2 項県補助金は、いずれも県負担金と同様に、所定の補助率に基づき、歳出補正に応じてそれぞれ補正していますが、4 目 2 節の農業人材力強化総合支援事業は、当事業における新規就農者の追加により1,500千円増額補正するものであります。3 項県委託金は、参議院議員通常選挙に係る委託金で、歳出補正に基づき減額する補正であります。

10 ページ 19 款繰入金 2 項 4 目財政調整基金繰入金は、歳入歳出補正額の調整額で、歳出の大幅な補正額に伴い大きな減額となっています。21 款諸収入 3 項受託事業収入は、介護保険事業に係る事業費の実績見込みに基づき、東三河広域連合から交付される受託収入を減額する補正であります。4 項 4 目雑入 2 節財産管理費収入は、道路改良公共補償額の確定による減額であります。21 款町債については、先の「地方債補正」で説明しましたので、省略します。

続きまして、議案第10号「令和元年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ17,793千円を追加し、予算総額を562,683千円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、説明書の6 ページ、7 ページをお願いします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、人件費充当職員の変更に伴う減額であります。2 項徴収費 1 目賦課徴収費は、委託契約額確定による減額です。2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費は、本年度の給付実績に基づき、不足する所要額を増額する補正であります。4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金は、出産者の1名減によるものであります。

9 ページの5 款保健事業費は、特定健康診査に係る事業費の確定による減額であります。

4 ページに戻っていただいて、歳入について説明します。

4 款国庫支出金 2 項 2 目特別交付金は、歳出補正の市町村事務処理標準システムクラウド構築委託料の全額を減額する補正であります。6 款県支出金 1 項 1 目保険給付費等交付金の1 節普通交付金は、歳出補正の「療養給付費」の全額を補填されることから、同額を増額するものであります。7 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金のうち、1 節保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分及び保険者支援分として制度上の一般会計繰出金の確定に伴う減額であります。2 節職員給与等繰入金は、歳出の人件費補正額を減額するものであります。3 節出産育児一時金繰入金は、出産者数の1名減に伴い、当該歳出額の3分の2を一般会計から繰り入れるという制度に基づく減額補正であります。2 項基金繰入金は、歳入歳出の財源調整によるものであります。

続きまして、議案第11号「令和元年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,445千円を減額し、予算総額を208,314千円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、6 ページ、7 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の19 節保険基盤安定制度負担金は、国保と同様、額の確定によるものであります。

4 ページに戻っていただいて、歳入について説明します。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金はそれぞれ額の確定により、保健基盤安定分は歳出補正額と同額を減額し、療養給付期負担金分は 5 款による財源の増額に伴い当該金額を減額するものであります。5 款諸収入 4 項 1 目雑入は、平成 30 年度療養給付費負担金額の確定に伴い、過年度分として追加交付されることから追加する補正であります。

続きまして、議案第 12 号「令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について」説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 61,776 千円を減額し、予算総額を 981,368 千円とするものであります。

歳出の説明書 8 ページ、9 ページをお願い致します。

1 款総務費 1 項 1 目総務管理費の 13 節委託料における水質検査は検査項目の精査、固定資産台帳データ更新委託は翌年度への先送りにより、それぞれ所要額を減額する補正であります。25 節運営基金積立金は、県道和市清崎線の補償工事に伴う消費税還付金を追加する補正であります。27 節公課費は、消費税が還付となったことにより減額であります。2 款事業費 1 項 1 目施設管理費の 13 節委託料は、いずれも額の確定に伴い、それぞれ所要額を減額する補正であります。主な減額理由としまして、配水管移設実施設計は、公共下水道に伴う移設工事及び国道 420 号の落合橋移設工事が次年度以降となったため、また、取水場施設改良工事設計は次年度へ送ったことで皆減し、自家発電施設実施設計は 3 施設を 1 施設にしたこと、道路工事重点施工監理は委託から職員対応に変更したことによる皆減などあります。15 節工事請負費は、下水道事業との調整に伴い、移転補償しない施工となったことによる減額であります。

10 ページの 2 項 2 目施設整備費の 13 節委託料は、施工延長距離の減少及び委託料の額の確定による減額補正であります。

4 ページに戻っていただいて、歳入について説明します。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目分担金は、加入者の減による減額補正であります。2 款使用料及び手数料 1 項 1 目使用料は、現年度使用料の減収見込みによる減額と、2 節滞納繰越分の新規計上であります。4 款県支出金 1 項 1 目県補助金は、補助金額の確定による減額です。5 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金の保健衛生費分は、歳出補正額と歳入補正額の一般財源に係る費用を調整した額を減額し、道路改築費分は、道路改良工事に伴う水道移設工事費が変更増となったことによる増額であります。

6 ページの 2 項 1 目基金繰入金は、導水管移設工事の公共補償に伴う消費税分を精査したことによる皆減であります。7 款諸収入 1 項 1 目雑入は、導水管移設工事の公共補償額の減額と、消費税還付金について歳出補正の積立金と同額を追加する補正であります。

続きまして、議案第 13 号「令和元年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）について」説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 10,766 千円を追加し、予算総額を 408,170 千円とするものであります。

第 2 条「地方債の補正」は、3 ページの第 2 表における「地方債補正」の公共下水道施設整備事業に係るもので、実施設計書作成業務委託料の減額に伴い、下水道事業債の限度額を 400 千円減額する補正であります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書6ページ、7ページをお開きください。

2款事業費 1項1目施設建設費の13節委託料は、工事監督支援業務の実績見込みによる減額であります。5款諸支出金 1項1目積立金は、歳入補正で説明する雑入13,766千円を、「運営基金条例の一部改正」により新設する「公共下水道運営基金」に新たに積み立てるための新規計上であります。

4ページの、歳入について説明します。

2款繰入金 1項1目一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整によるものであります。3款町債は、「地方債補正」で説明したとおりであります。4款諸収入 1項1目雑入の下水道処理場用地造成負担金は、移転する新し尿処理場の用地取得、造成工事等に係る北設広域事務組合が負担すべき負担金で、そのほかは、平成30年度の消費税還付金などでありまして、それぞれ新たに追加補正するものであります。

続いて、議案第14号「令和元年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について」説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,312千円を追加し、予算総額を201,459千円とするものであります。

第2条「繰越明許費」は、3ページの第2表における「農業集落排水機能強化対策事業」における施設更新事業に係るもので、国の経済対策による補助金の追加補正のため、施設の更新に関する委託料を補正し、令和2年度へ繰り越すため、繰越明許費の限度額として20,760千円を計上するものであります。第3条「地方債の補正」は、4ページの第3表における「地方債補正」の農業集落排水施設更新事業に係るもので、下水道事業債の限度額を補正後の4,400千円に2,200千円増額する補正であります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算の説明書6ページ、7ページをお願いします。

1款総務費 1項1目総務管理費の12節及び13節は、それぞれ実績見込み、または額の確定に伴い所要額を減額する補正であります。25節積立金は、消費税還付金を基金へ積み立てるための追加補正であります。一方、27節公課費は、決算見込みに基づき、消費税額を減額する補正であります。2款事業費 1項1目施設建設費 13節委託料の農業集落排水施設改築事業に関する業務委託は、先の「繰越明許費」で説明しましたように、国の経済対策による補正に係る事業費の追加で、繰越事業費から現予算の残額を差し引いた19,280千円を追加するものであります。

続きまして、歳入について、4ページをお願いします。

3款国庫支出金 1項1目農林水産業費国庫補助金は、国の補正に伴う追加事業において、対象事業費20,000千円の2分の1補助にあたる10,000千円を追加する補正であります。4款県支出金 1項1目農林水産業費県補助金は、国庫補助金と同様、対象事業費の20,000千円に対して補助率100分の21を乗じた4,200千円を追加する補正であります。5款繰入金 1項1目一般会計繰入金は、それぞれ区分ごとの歳入歳出補正額に基づいて調整した額で、8,060千円の減額補正であります。7款諸収入は、消費税還付金の追加であります。

6ページの8款町債は、「地方債補正」で説明したとおり、下水道事業債を2,200千円追加する補正であります。

続きまして、議案第15号「令和元年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）」について説明します。

今回の補正は、歳入における財源調整により補正額はなく、予算総額は37,721千円のままであります。

歳入の補正予算に関する説明書4ページ、5ページをお開きください。

3款国庫支出金 1項1目国庫補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の算定式の改定に伴い、額が確定したことにより増額するものであります。5款繰入金 1項1目一般会計繰入金は、先の国庫補助金の増額に伴い、同額を減額する補正であります。

なお、歳出につきましては、財源更正のみであります。

議案第16号「令和元年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第3号）」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ360千円を減額し、予算総額を96,782千円とするものであります。

それでは、歳出の補正予算に関する説明書6ページ、7ページをお願いします。

1款総務費 1項1目一般管理費は、人件費の執行見込みによる所要額の減額補正であります。

4ページの歳入について説明します。1款診療収入 2項1目諸検診等収入の医師派遣収入は、派遣実績が無いことから皆減する補正であります。3款繰入金 1項一般会計繰入金は、歳入の医師派遣収入と歳出の人件費補正の減額分を調整した額として、2,022千円を増額する補正であります。

最後に議案第17号「令和元年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第2号）」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ578千円を追加し、予算総額を8,005千円とするものであります。

それでは、歳入から説明しますので、説明書の4、5ページをお願いします。

1款財産収入 2項財産貸付収入は、それぞれ財産区及び田原分収林に係る売払い収入額の額の確定による追加であります。

続きまして、6ページの歳出について説明します。2款財産区事業費の25節積立金は、歳入歳出の財源調整による積立金の追加であります。3款田原分収育林事業費 1項1田原分収育林費の13節委託料は、間伐事業費の確定による減額であります。19節の分収林収益交付金は、田原市との分収協定に基づき、立木売払い収入を交付することから所要額の増額補正であります。以上で終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

議案第9号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 まず、一般会計からですね、15ページの電子計算機のところなんですけども、マイナンバーカード旧氏記載対応業務委託について皆減なわけですが、これは他の方法によって実行したから皆減になったという説明があったと思うんですが、もう少し詳しく、他の方法とはどういう方法かということをお聞かせください。

それから、1個、1個それじゃあ。あかん1個1個じゃだめ。次、17ページの企画費の工事請負費ですが、道路維持補修費の減額です。ならびに借上料の減額についてもう少し詳細な事情をお聞かせください。路線のコースの縮小に伴って、

路線の維持工事や補修工事が少なくなったというふうに聞いておるのですが、もう少し詳細をお願いします。

それから19ページですが、補助金の中の特に移住支援事業補助金にふれられまして、該当がなかったということで皆減になったのですが、ここらへんの今後の対応をどう考えているのかについてお尋ねします。

それから、25ページの高齢者福祉タクシー補助金は、これはいいです。

それから、27ページ、やすらぎの里の指定管理料が入居者が大幅に減っておるということでありまして。そのために、当初予算が93,691千円のところを、20,725千円に減額すると。大きく減額しているわけですが、他市町村から来る入居者が減っているということなんですか、これをなんとか防止、宣伝をして増やすという方策などは今までやってきているのか、これからやるのか、どんなふうに考えているのかお尋ねをします。

それから最後ですが、41ページの土木費、工事請負費の中の河川維持工事ですが、これ、田代川の護岸と承知しておるのですが、それ見送りになったと思うんですが、その理由について。以上、何点かについてお尋ねしましたが、回答をお願いします。

総務課長 私のほうからまず、15ページマイナンバーカード旧氏記載対応業務委託の皆減について説明致します。当初は国の補助金を見込んでおりまして、しっかりした改修を予定しておりました。が、国の補助金がつかなかったということもありまして、住民情報システム、共同で利用しておるわけですがけれども、その利用料の範疇で、最低限というわけではないですが、対応できる限りの改修に済ませたということで、委託料を使わずに改修を行ったという内容であります。以上です。

企画ダム対策課長 今、議員から2点質問があったと思います。

1つ目はWRCでございますけれども、私のほうから説明させていただきます。6月補正におきまして重機借上と工事請負費ということで計上させていただきました。そこでお認めいただきましたけれども、工事請負費につきましては、側溝をさらうような工事ですとか路肩を治すような工事、こういったものを予定される路線で見積りをしまして、1千万とっておりましたけれども、その工事として発注するまでには至らなかったということで。必要だったのは特に沖ノ平にあります、駒ヶ原黒田線という黒田ダム周辺の道路でございますけれども、これが路肩に土が滞積しておりまして、これが幅員を狭めておりましたのでレースに支障があるですとか、また地元のほうからも生活道路として少し整備して欲しいというような話もございまして、重機借上、トラクターショベルによって掻くことで終了しましたので、重機借上として処理させていただきました。また、名倉宇連線につきましては、穴が少しあいていましたので、舗装に、それらも重機借上として処理させていただきました。従いまして、重機借上として250万弱の費用を支出させてもらいまして、レースのほうで安全にできたということでございます。

あと、次の19ページの移住支援補助金につきましては、全国的にも使用された方が少ないというようなことも新聞等で報道されて聞いておりますけれども、次年度の対応につきましては、R1年度、予算の説明の折にさせていただきます。以上でございます。

町民課長 やすらぎの里の関係です。今のところ、私が担当してからは特に他市町村への措置についてのお願いとかはしていないのが現状です。やはり、ほかの市町

村もですね措置費の関係がありますので、持ち出しということもあって、そういう相談は他市町村からは来ていません。当初45人で予算積算していたのですが、現状33名に減ってしまっています。そこらへんで、セーフティーネットというのがやすらぎの里とかほうせん寮の役割だと思っておりますので、そういった形で介護施設は高額で入れないような方やなんかを、なんとか措置してあげようということで、今はいろいろケアマネさんとかに相談したりとか、あと、新城市さんとかのほうからでも、措置の相談とかはあったんですけど、ちょっといろいろな事情がある方だったので、「ちょっとそれは待ってください。」と言ったような事例は1件ありました。

建設課長 河川維持工事の23,000千円の減額について御説明をさせていただきます。この23,000千円の内訳は、先ほど議員が言われました田代川の修繕が13,000千円と油戸川の浚渫10,000千円というふうに承知しております。今回川の一番渇水期を狙って11月に入札を行ったんですけど、先ほど副町長から説明があったように、入札不調ということで、落札者がございませんでした。落札者がいない理由をいろいろな方面から調査したんですけど、やはり今この工事ばかりでなく、町内多数出ておりまして、人がいないということで、なかなか取るのが難しいという話がございます、今回入札を延期すると、今度渇水期を逃してしまって、工期がとれなくなってしまうということで、今回は諦めさせていただきまして、新年度予算で特に重要だと思われる田代川の護岸の補修につきましては、新年度予算のほうで改めて予算を計上させていただきたいと思っております。以上です。

10田中 まず、総務課長にお尋ねしますが、旧氏を記載できるというふうに、条例で今度前回制定されておるのですが、旧氏記載された方の実績はどのくらいになっているのでしょうか。

それから、やすらぎの里の関係なんですけども、このまま人員減が続くと、指定管理の制度そのものが維持できるかというのが心配なんですけど、その点はどうかんがえているのか。以上です。

町民課長 旧氏の関係もうちの戸籍のとか窓口でやっていますので、今のところですね、決済がまわってきたので記憶している限りでは、なかったような気がします。

やすらぎの里、宝泉寮の関係ですけども、今指定管理をお願いしている、ネクストサプライ、その元のマサモトグループという大きな組織があるんですけども、そちらと色々な協議を重ねておりまして、今後の施設運営については一部介護報酬がとれるような施設運営が、今介護保険制度の中で、養護老人ホームとか特別養護老人ホームでそういうサービスができるという、生活介護というんですけど、そちらのサービスとかがありますので、そういったものの導入も踏まえて検討をしている最中です。

10田中 入居者については、いろいろ入居者利用者の増についていろいろ検討して、それなりに努力してもらってると思うんですけど、もう一方ですね、ごめんなさい、ちょっと今何を聞くか忘れちゃった。そっちのほうの努力ともう1個は、なんだった。あとすみません。

議長 ほかにありませんか。

6 金田(文) 今、田中議員がおっしゃったところも重なりがあると思うんですけど、繰越明許で土木費が23,040千円と大きい額になっていて、ヒアリングにより、細かいものの積み上げだということをおっしゃっていただいたんですけど、今の浚渫について

もそうですが、不調になったものってどのくらいあるのかなと思って。浚渫の工事だけだったんでしたっけ。そこらへんヒアリングで確かめたのですが、はっきりしなかったのが、繰越明許になった原因が、不調が一番最たるものだったのか教えてください。

それから、9ページよろしいでしょうか。人材力なんとか強化事業があったと思うんですが、9ページの農業振興費補助金のところの真ん中に農業人材力強化総合支援事業、ま、全額補助なので増えてもどういふふうなのかちょっと中身を。どういふ方が受けられて、これは何名くらいの方が該当するのかとか、いや、そうじゃなくて人材育成に関するソフト的な事業なのか、そういう内容について教えて下さい。

それから、31ページお願いします。31ページ、インフルエンザの、扶助費の、20節扶助費の一番下のところに、子供インフルエンザ予防接種費と高齢者インフルエンザ予防接種費があって、高齢者は70数%の高い摂取率で、子供は55%台というふうに確かお聞きしたんですが、それは当然予想される数値なのか、子供たちが受けるのが少ないのか、この辺の専門的な分析について教えてください。

それからもう一点は37ページ、ちょっとこれもはっきり早口だったので聞き逃しちゃったところがあるんですが、37ページの説明のときに工事請負費のとなりのかな、事業不採択という言葉が聞こえたと思うんですが、それは先ほどの浚渫のような感じで、不調になって不採択なのか、どういふ理由で不採択になったのかっていうのがわからなかったので教えてください。以上です。

建設課長 建設課のほうに2点あったかと思えます。入札不調になったものですが、すみません、建設課所管の入札で不調になったのは、この河川の工事2件だけです。やはり先ほど説明したように渇水期を狙うということで、発注がやはり遅くなるわけですし、そうするとやはり早めにみなさん発注されてそのほうに人員をとられて、最後のほうになるとそこに充てる人がいないということで不調になったと思っております。

もう1つの、林道の林道改良工事の工事請負費の件ですが、先ほど副町長からありましたように、碁盤石山線を県金補助で改良する予定で予算を挙げさせていただいておりましたけども、今年度県の割当てがございませんでしたので、今回は工事のほうを取りやめたということになります。以上です。

産業課長 先ほど質問のありました、農業人材強化総合支援事業なんですが、これは県の事業で全額補助なんですが、担い手1名はありましたので150万となっております。

保健福祉センター長 インフルエンザのことについてですが、高齢者のインフルエンザについては65歳以上の方の定期的予防接種ということで、だいたい7割くらいは受けられますが、子供のインフルエンザの予防接種については、任意の予防接種になっておまして、昨年度よりも受けられた方は増えておりますけども、この対象者が1歳から高校生までということになるので、小さい対象者については、その効果というものもあまり期待が、接種をして効果が得られるというところが少なかったりするところとかで、小さい対象者については少し接種が少ないところがあります。以上です。

議長 それではお諮りします。議案第9号途中ではありますが、ここで休憩に入りたいと思います。御異議ございませんか。

(なし)

議長 それでは13時まで休憩と致します。

休憩 午前11時44分
再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。午後の審議につきましては、教育長はコロナウィルスの対策の事で校長会の面談をしておりますので、出席できませんが、担当課長のほうから御質問があればお答えさせていただきますのでよろしくお願い致します。

副町長 午前中の説明の中で、地方債に関する説明をしましたが、大変初歩的なミスでありまして、訂正をさせていただきたいと思えます。まず、一般会計の7ページ第5表地方債補正、この中の農業集落排水施設更新事業の補正前の額が、前回の補正する前の数字が載っていて2,200千円でしたけど、これを8,800千円に修正させていただきます。補正後はしたがって2,200千円追加しますので、11,000千円という事で補正額については変更ないですけど、補正前と補正後の限度額の表記が間違っていましたので訂正をさせていただきたいと思えます。あわせて、のちほどに出ます、農業集落排水の特別会計における地方債補正も同様に補正前の数字を8,800千円に補正後の数字を11,000千円に限度額を修正させていただきますと思えます。大変初歩的なミスで申し訳ありませんでしたけど、これからの審議の中でよろしくお願い致します。

議長 議案第9号についての質疑の継続をいたします。何かありませんか。

5 金田(敏) 43ページですね、8款の消防費のところですけども、15節工事請負ですけども、防災行政無線のデジタル化工事で65,000千円という膨大なお金が出てっちゃったのは、これは何があったのでしょうか。

総務課長 何があったか、詳細については調べておりませんが、入札において結果安い金額で受注されたということでございます。

5 金田(敏) ということは、これは低入ではなく、正当な金額入札価格内で落札されたということです。

総務課長 はい、適正な入札においての結果ということであります。

議長 ほかにありませんか。

6 金田(文) 今の同じ件に私もちょっと疑問に思っていましたので追加して聞かせてください。かなり大きな額なので、見積りの段階と、入札してくれてきた業者さんの内容との違いをまた今すぐではなくてもいいですけど、どこかの委員会などの時に追加して教えていただくことはできるのでしょうか。

総務課長 その入札の金額について、どこまでの詳細がこちらのほうにでていられるかちょっと私今把握しておりませんので、どこまでの情報提供ができるかは不明ですが、後程でもよろしいでしょうか。じゃあ、わかる範囲で説明させていただきます。

議長 ほかにありませんか。

2 原田 先ほど金田議員からの質問の中にあっただんですけど、31ページの子供のインフルエンザ予防接種、55%ということで、金額見ると全員が受給するような予算で実質が55というような状況になっているんですけど、先ほど保健センターの所長の説明だと、子供のやつは接種してもあまり良く効かないよというような説明だったと思うんですけど、そこらへんを踏まえれば、ちょっと予算の取り方が甘

かったんじゃないかなと思うんで、これから一度ちょっと考えて予算を作っていただけだと思いますのでよろしくお願いします。

それはそれで置いておいて、35ページです。道の駅の関係です。道の駅、今現状建前も済んでいないという状況になっています。当初予算の関係でいうと、多分7割ぐらいができておるといふ予算の、令和元年度中には70%くらいできているという予算の組立てだったというふうに思いますけども、これ補正の減額とかもされていない状況の中で、これからどういう措置をとられるのかというのが1点と、それからもう1個、現況がどういうふうな状況なのか。一方歴史民俗資料館のほうはかなり建っていて屋根まで上がっているというような状況ですので、そのへんの比較をすると、かなり差があるというふうに認識していますけども、そのへんの状況がどうなのか、お教えいただきたいと思います。

それからもう1点、31ページのつぐ診療所の特別会計の操出金のところです。本来はつぐ診療所の特別会計のところで審査する、お話するべきかもしれませんが、ここで賛成しておいてつぐ診療所のところで反対するのも変な話だと思いますので、ここで関連して質問させていただきますけども、医師の派遣収入がゼロになったと言っています。ゼロということは1個もやっていないという事なので、今なんでこの時期にこれが出てくるのかというのが1点と、たしかこの説明だと足助病院のほうへ医師が行って診療を受けている間の分をもらうんだよと、毎週月曜日に。という話だったと思います。そうするとその間を東栄病院なり、新城市民病院から医師を派遣してもらって、そのあいだ月曜日はつぐ診療所を運営しているということだというふうに理解しているんですけど。先生が足助病院に行かなければそこに月曜日に先生がいるわけですよ。ですので、東栄病院なり、新城市民病院から医師を派遣せんでもいいんじゃないかなと思います。そうすると、医師を派遣しなくてもいいということになると、医師の負担金というのが予算の中に入っておったと思いますけども、それが削れていないと。で、安易に一般会計から繰入で賄うと、それはちょっとおかしいんじゃないかと私思うんですけども、そのへんはどういうことなのか教えていただきたいと思います。以上2点です。

産業課長 道の駅に関しまして説明させていただきます。道の駅につきましてはテナントの事業者の提案からですね、関谷醸造がまず参加することになりまして、それによって設計を変更した関係上、工事が3か月、設計の段階で3か月おくれましたので、現在の段階で3か月遅れて工事に向かっております。当初の建築工事は9月末を予定していましたので、12月頃には建設が終了となることで見込んでおります。令和3年の開業に間に合うようには工事関係者と話し合いながら工事開業等の準備を進めております。一方、資料館の建設工事については、ほぼ予定どおり進んでおりまして、全体で7割ってところの考えがありましたので、できる限り道の駅は止まっている間も含めてですが、資料館のほうのところに建設工事やさんにそちらのほうに力を注いでくださいということで、少し早めにやっております。現段階で5割を超える進捗率になっておりますので、年度末までには7割に達しているというところで話合いをつけております。ただ、現在コロナウイルスの状況によっては、作業員が来られないとかいうことがあるかもしれないことがあるかもしれませんので、どうなるかというところを一番心配しております。関谷醸造のことにつきましては、テナントについてですね、保健所と調整と、特区申請とか、道の駅の登録申請の関係上、正式発表は来年のしっかり

決まった時点で発表させていただきたいと思っております。なお、関谷さんが入ることによっての設計変更につきましては、工事の途中であることから、工事の管理業務の一環として行っております。以上でございます。

津具総合支所長 まず、医師派遣収入のほうですけれども、足助病院へ派遣する部分と、愛厚ホームの設楽苑のほうに派遣ということで予算のほうは予定しておりました。で、足助病院のほうなんですけれども、常勤の脳神経外科医ができたということで、その指導等には足助病院のほうにいてるんですけど、診療を行うことがなくなったということで収入のほうでゼロということになっております。また、愛厚ホームの設楽苑のほうへは件数が結構あるものですから、半分ぐらい分けて診療所で、という話もあったみたいなんですけれども、結局月新堂の先生がすべてやるということで、そちらもゼロになって減額ということになっていただいております。で、医師派遣の今度負担金のほうなんですけれども、月に3回の内科医の診療と月に1回の整形外科医の診療、あと、柏野先生が休んだ時等に支援機構から派遣していただいている先生の分の診療の分の負担金を払っているということで。前は足助病院に派遣していない時に、先生の代わりに来てもらっている状況でしたんですけど、今は内科医と専門医に診ていただいたほうがいいという事で月に3回内科医、月に1回整形外科医ということで来ていただいております。その分の負担金となっております。以上です。

2原田 1点目はですね、先ほど産業課長の説明の中で関谷醸造さんが道の駅に入るよというお話だったんですけども、このあいだの全協だったか議会の中で説明を受けた岐阜県の業者さんとの関係はどういうふうになるのかな、というのが1点。それからもう1点はですね、診療所の関係ですけども、そうするとですね、月曜日は先生が2名で診療されていると、そういう理解になるんですか。そういう手厚い診療をされているという理解になるんですけども、普通の民間のところだとそんなに手厚い診療はなかなかですね、やってみえる所は少ないんじゃないかなと思うのが1点と。それから、もしですね、そういう手厚い診療をやっておるのならそういうことで診療報酬もですね、増えてもいいんじゃないかと思うんですけど、そこは診療報酬的には全然この予算の中では増えていないという状況ですので、その辺の説明をしていただければありがたいなと思っております。以上です。

産業課長 テナント事業者様は岐阜県のデイリーダイニング様ということで、話をさせていただきました。で、デイリーダイニング様の考えで参加するという事で、デイリーダイニングの会社の方が、関谷さんの子会社ではないですけど、一部の事業を一緒にやりましょうよというところで引き連れてデイリーダイニングさんがうちのほうに提案をされましたので、こういう結果となっておりますので、御承知置き下さい。

津具総合支所長 はい、月曜日なんですけれども、柏野先生はほとんど足助病院のほうに行っておられまして、その新しく来た脳神経外科医の指導を行ったりとか、専門外ですね、脳神経外科医以外の研修を足助病院のほうでされております。

2原田 そうしますと、柏野先生、どういう立場でその足助病院のほうへ。休暇ということですかね。で、休暇なら休暇で有給休暇が20日間プラス繰越があるのでそれはその分でやってみえるのなら。さっきも足助病院からの報酬が入っていないということですので、そういう理解になるんですけども、それで間違いはないですか。

津具総合支所長 休暇ということでは行っていません。業務の中で継承されているということなんです。

議長 ほかありませんか。

3 加藤 説明書の45ページの教育費の関係ですが、減額の補正をした場合、その事業がうまく実施できなかったという心配をまずするわけなんです、特別支援教育支援員の賃金が150万くらい実施がされなかったと。これ人員が足りずにこうした施策が十分にできなかったという心配をするわけですが、そうではないかという質問と。それから49ページ、歴史民俗資料館のワーキング委員報酬という欄があるわけですが、私このワーキング委員というのはどういう方になっているのがよくわからないのと、それから50万程の減額補正がされているわけですがけれども、今一番やらなきゃいけないおそらく委員会でもあるんだろうなというふうに思うと、その委員会がうまく機能しているのかの危惧をするわけですが、その2点についてお答え下さい。

教育課長 はい、今2件御質問あったと思います。1件目ですね、特別支援の方々の件ですが、これ大変重要な役割なので必要十分という言い方はあれなんです、的確に配置されるような予算取りをしております。その結果として、学校のカリキュラムの都合等でもありますけれども、必要に応じて対応した結果としての残でございますので、不備があったとか人が足りないとかそういうことではないということで御理解いただければと思います。

もう1件、49ページのワーキング委員ですがけれども、これはですね、賃金でお願いしている、展示品とか収蔵品を、どれを展示するかとか、どれを保管するかとかいうことを割り振ったりとかですね、その説明文を、個々の展示品の説明文を文章を考えたり作ったりとか、そういう業務をしております。区分けや選定作業とかそういう作業をしているということで、これに関しましても、まだ3月ありますけれども、これまでの勤務の状況を見て想定される必要な経費の残がこれくらいの予定だということでの判断ということで。これまで同様の、十分な対応をしております。それをしっかりやらないと当然新しい資料館には物はおけませんので、そこはしっかりやっておりますけれども、その見込みの中での減額ということで御理解いただければと思います。

議長 ほかありませんか。

9 山口 職員のみなさん、それぞれ一生懸命やった結果で補正が出ておりますので、個々にうんぬんは差し控えさせていただきますけど、31年度施政方針の町長が大いに頑張りたいと言われた結果であります。その中でこの補正を見ますと、町長がやりたい、頑張りたいという項目ですね、目玉のようなものの中の、例えば移住定住だとか、それから産業振興、間伐補助等々地域に活力を出して頑張りたいというような予算が多く減額され、実施されていないと。そのように私は受けとったわけでありまして、それに対して総括して町としてどのようにこの補正をとらえられているかということをお答えをさせていただきたいと思っております。

それからもうひとつ、35ページ、49ページにあります、道の駅清嶺の商品開発作業賃金100万ですか、これの減額の積算根拠ですね、どのような積算をして減額をしたか、同様に歴史民俗資料館ワーキング委員報酬、これが50万記載されておりますけど、これの積算根拠ですね、何名が何日何時間等々でこのような数字を出しましたというような、細かいですけど、この2つを質問し、1つは総括

的な減額における町長の目玉の減額、非常に目立つという所管を御回答いただきたいと思います。

町長 3月最終ということで、年度の総括をまとめたところの補正ということになるわけですが、結果として当初予算額に対して年間をとおして事業を進めてきた結果が、言えば、減額補正ということで、全体がそういう状況になりました。今御指摘をされましたように、町長の方針どおりに仕事をやっておるのかと。やっておればこんな減額はないわけではないかとそういう評価をされてみえるというふうに思うわけですが、当初計画した事業が満たされないと年度中に実施がしていないと。していないがために、マイナスというか減額補正で最後あがってきたということ、そういうことに結びついていないかと、そういう評価なんです、結果として事業量として当初予算で計画したものに対しての事業執行はおおむね進んでおるし、状況に応じてできる範疇では収めてあると、収められたというふうには評価をします。しかしながら、当初の予算額に対してこれだけ減額額が多くなるということについては、当初の予算の見立て方というか予算の立て方、そして、年間を推移するなかの予定事業が正確に精査された、当初予算のそういう中での精査されたものに基づいた予算だったのかどうかという点については、事業1年間通していく中でいろんな出来事がありますけれども、トータル的に100%予算に対して事業執行ができれば、こんな減額の補正がなかったというふうには考えられますけども、今申し上げましたように、世の中の社会情勢とかいろいろそういうものを踏まえる中で、当初計画予想ができなかった部分が発生したために事業の執行ができなかった、そういうものもあるのかなというふうには思いますが、総括的に思えば、1つは、計画通りにしていないという状況が数字に表れてくる、そういうことを考えると、もっと当初予算の段階で、制度を高めた予算を組み立てるべきであったのかなというふうには思います。しかしながら、事業が遂行されなかった部分については、今申し上げましたように、社会の情勢ですとかそういったものを流れを考慮する中で、やむを得ない部分もあるのかなとは思いますが、私は当初計画した事業どおりに事業執行ができたかと言えば、おおむねこれは計画どおりに運ばれてきたなというふうには思っております。しかしながらトータル的に減額予算が多いということは、当初の予算に対しての見積りの甘かったことも指摘はされる部分があるのかなというふうに思います。したがって今後、当初予算、新年度に向けての予算を編成しているわけですが、その中で事業のやりくりをきちっと制度を高めて、正確、かつ実施に向けた予算執行を確実に進めていくということをもう少し考慮する必要があるのかなというふうには思っております。以上です。

産業課長 御質問のありました、道の駅清嶺（仮称）の商品開発作業賃金でございますが、全額今回の補正できらせていただいております。もともとこの事業を行うのは地元の組織というところで、メニュー開発とかですね、商品開発を考えておりましたが、テナント事業者に変わりましたので、テナント事業者のほうでやっていただくというところで、全額今回の補正予算できらせていただいております。

副町長 全体は今町長が申したとおりですけど、個別に先ほど原田議員から質問があった件について、関連がありますのでその点説明をしたいと思います。インフルエンザの話ですけど、こういうふうに人間の対象者の数が予算を策定するとき念頭において、なおかつ実際の受診率、決算に基づく受診率というものもありま

すので、人間についてくるようなものはやはり、決算を重視するという姿勢でもって当初予算の積算根拠を作っていかなきゃいけないといけないというのは当然のことだと思います。例えば、先ほどもでた、やすらぎの里の関係もそうですけど、以前は定数50名でしたので、50名分の予算を指定管理料で計算をしていました。しかしながら、順次入所者が減ってきていますので、減ってきたという状況に基づいて当初予算の段階で45人にしたり、あとで出てきます当初予算のほうでは、新年度予算においては37名という積算根拠をその当時の決算に基づいて行っていますので、そのまますぐに来年度予算に反映しているものと反映していないものがありますけど、今後においてはやはり決算のときの実績の数字を分析して、当初予算に算定根拠として計上してまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

教育課長 ワーキング委員報酬の件でございます。すみません、私謝らなければいけません。私メモを読み間違えておりました。別のものと混同しておりました、ワーキング委員報酬ですが、実はこれまでの今年度の執行済み額がまだゼロでございます。資料のピックアップというか、文化財保護審議委員の方々が資料を住み分けて、その上で先ほど言いましたような説明文の作成等をやっていくんですけども、そこかなりお悩みになられているというか、そういう作業の中でちょっとずれ込んでおりました、もうちょっと早くやるべきワーキングの作業自体が遅れていたと。これから早急にやるという形での執行見込額を当初の予算額から差し引いた額が50万という見込みということでございました。間違えてしまいました。申し訳ありませんでしたが、そういう状況でございます。よろしくお願い致します。

9 山口 お聞きしましたのは事業の遅れとか、そういう意味ではなくて、ワーキング委員に出す報酬を、いくら、例えば50万とここに設定してあるわけですね。この50万の裏付けとしてどのような積算根拠をしたかと。例えば、1人工8,000円としたら、これを何人工分で50万だとかいう積算をして予算を作るわけなんですから、その積算根拠を教えてくださいということでもあります。同様に道の駅の35ページですか、102万ですか、これもお答えいただきたいということです。

教育課長 今、積算の数字を手元に持っていないので、後ほど回答させていただくということでしょうか。

産業課長 積算の根拠としましては、当初うちのほうでメニュー開発の賃金として人件費として900円×4時間、7名で2部会、商品とメニューということで計算しておりました、それが計算すると1,512千円となりますが、予算の折衝の中で102万円までというところになりましたので、その額で積算になっております。

議長 ほかによろしいですか。

総務課長 先ほどの金田文子議員の質問に対してお答えさせていただきます。詳細の内訳は項目ごとにはちょっとでておりませんが、額の大きな不用額がでていた状況がわかりましたので説明いたします。まず、予算でありますけれども、229,459千円ということで工事に対して計上しております、で、これはですね、概算見積りによって計上をいたしました。もう一度言います。229,000千円余です。それからですね、詳細が実施設計ができて参りました。そのときの金額が工事費消費税込みで約190,000千円という、当初の予定よりも低い額で実施設計がでてまいりました。それに対しまして、入札がですね、6社によります一般競争入札を行いました。で、結果落札金額が消費税込みで156,000千円という金額に

なりました。で、不用額としては若干大きな金額がでたので、今回減額させていただくと。そういうものでございます。

議長 ほかよろしいですか。ではお諮りします。暫時休憩と致します。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時54分

議長 引き続き会議に入ります。

教育課長 遅くなり、大変失礼いたしました。積算でございます。一人あたりの単価がですね、時給6,500円でございます。9人みえてですね、あ、1日です。1日6,500円です。で、9人みえまして、その方々の状況によって回数を分けているようです。5人が6回、4人が7回ということで、それを単純に計算すると377千円ということなんですが、で、計算すると補正減の額が501千円となるんですが、ここ、わかりやすいかたちにしたというかたちで、ちょうど50にしたということでございます。そういう根拠でございます。遅くなり失礼致しました。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第9号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第10号「令和元年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第11号「令和元年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第12号「令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第12号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第13号「令和元年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第13号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第14号「令和元年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第15号「令和元年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第16号「令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 先ほど、一般会計補正予算の点でもでておったのですが、医師派遣収入がゼロということなんですが、そのための補正ということなんですが、実際は出張というか、なんというか、足助病院のほうへ行っているということなんですが、他の病院から来てもらうのはお金を払うと。しかし、足助病院に行く場合は収入はないという点をもう少しわかりやすく説明していただけますか。

津具総合支所長 医師派遣で来ていただいている方には、負担金のほうこちらで出しておりまして、今の柏野先生の状況なんですけども、足助病院のほうに行き、自分の専門以外のほうを指導していただいたり、逆に向こうの常勤の脳神経外科のほうに、向こうに行ったときに聞かれたりしたら簡単な指導をするという状況で、教えてもらったり教えてあげたりということで、いちおう今のところ特にそういう協定を結んだりとかそういうことはしておりませんで、特にお金もこちらにはもらうような形にはなっておりません。

10田中 治療や講演は収入にならないというふうな理解をせよということですか。

津具総合支所長 講演とか診療をした場合はもらっていたんですけど、今は行って診療をするということはありませんで、あちらの先生に指導、指導といっても、ちゃんとした外科手術だとかそういうのに立ち会って指導するとかそこまでの指導はしていなくて、何か聞かれたら答えてあげるくらいのことで、あとは自分も逆に脳神経外科以外のことではいろいろ教えてもらったりとかしているという状況で、特にどちらも指導的なものでお金の発生はない状況です。

10田中 治療のための派遣と、指導のための派遣というのは同じ人間が行って、同じ時間費やして、そこで仕事をするのですから、というふうな区別するのですか。これはちがうのですか。同じように派遣をするのですから、そこに負担金やら派遣収入が派生することではないのではないのでしょうか。そこらへんはどういうふうな考えればよろしいですか。

津具総合支所長 今は、派遣の申請をうけて行っているという形ではなくて、自ら勉強のためのかたちで行っている状況で、派遣でお金をもらえるという状況とはなっておりません。

6 金田(文) 診療所の先生がいなくなってしまうのは困るので、あんまり責めるみたいなつもりはないんですが、今のお話を聞いていると、柏野先生の勤務時間とか勤務日というのはどういうふうになっているのかな、ということは疑問でした。月曜日はフリーな日なのか、と思って聞いてしまいましたが、先ほどは有給取って行ってらっしゃるのですかというお話だったのですが、そのへんの勤務時間とか勤務日というのはどうなっているのかなと。そのところ、基を聞いておかないとわかりにくいなと思いましたので、お願いします。

津具総合支所長 勤務日はいちおう週5日で勤務しております。

議長 ほかありませんか。よろしいですか。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第17号「令和元年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第2号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、議案第18号「令和2年度設楽町一般会計予算」から日程第35、議案第29号「令和2年度設楽町津具財産区特別会計予算」までの12議案を、一括議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、令和2年度一般会計予算及び11特別会計予算につきましては、朝、町長から「施政方針」の中で、総合計画の「まちづくりの6つの行動指針」に基づき、「当初予算の概要」「主な事務事業」について申し上げたところであります。

当初予算の内容につきましては、後ほど設置される「予算特別委員会」において、各課長からそれぞれ詳細に説明するとともに、「当初予算の概要」に重点かつ詳細な事務事業を記載していますので、私からは議案第18号から議案第29号までの12議案について一括して説明させていただきます。

議案第18号 「令和2年度設楽町一般会計予算について」説明します。

一般会計歳入歳出予算総額は、6,998,498千円で、前年度比で72,340千円、1.0%の減額であります。

第2条の「地方債」は、6、7ページ第2表に記載する「辺地対策事業債」4件、67,500千円を始め、「過疎対策事業債」30件、1,172,800千円、「緊急防災・減災事業債」1件、15,600千円及び地方交付税代替としての臨時財政対策債81,237千円、以上、合計で36件、1,337,137千円で、前年度より38,461千円の増額を計上しています。

第3条の「一時借入金」は、借入れの最高額を500,000千円と規定しています。

第4条は、人件費に係る流用の規定について記載したもので、以下、特別会計においても同様に適用するものであります。

令和2年度の大型事業としましては、令和元年度予算において、令和2年度までの継続費に計上しています「新斎苑建設事業」、「歴史民俗資料館(仮称)建設事業」及び「道の駅清嶺(仮称)建設事業」がそれぞれ最終年度を迎えるほか、新たに単年事業の「情報ネットワーク設備更改事業」や「可燃ごみ焼却施設改修事業」を加えますと、以上、5事業で歳出予算1,499,869千円を計上し、全体予算の21.4%を占めています。

また、この5事業に係る地方債の発行額は、817,900千円を計上し、地方債全体の61.2%を占めています。基本的には、上記のような特殊要因やダム関連事業を除き、経費を削減しつつ、住民サービスの向上を図る事務執行の見直しを意識した予算編成に基づき執行する予算であります。

続きまして、議案第19号「令和2年度設楽町国民健康保険特別会計予算について」説明します。

歳入歳出予算総額は、536,807千円で、前年度比で5,794千円、1.1%の減額であります。

第2条の「一時借入金」は、借入れの最高額を25,000千円と規定しています。

平成30年度から県と市町村が共同して国保の安定的かつ効率的な事業運営を担う「国保の広域化」は3年目を迎え、急激な保険料の上昇もなく、安定した保険運営が図られ、予算規模は、医療費等の動向に鑑み、概ね前年度並みで推移しています。

続きまして、議案第20号「令和2年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算について」説明します。

歳入歳出予算総額は、203,403千円で、前年度比9,356千円、4.4%の減額であります。

第2条の「一時借入金」は、借入れの最高額を20,000千円と規定しています。

愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した保険運営に努めるものであります。

議案第21号「令和2年度設楽町簡易水道特別会計予算について」説明します。

歳入歳出予算総額は、910,062千円で、前年度比85,400千円、8.6%の減額であります。

第2条の「継続費」につきましては、3ページの第2表に記載する「企業会計移行事業」に係る令和2年度から4年度までの3年間の総額40,260千円及び各年度における「年割額」を計上しています。

なお、この「企業会計移行事業」は、公共下水道特別会計及び農業集落排水特別会計とともに、3特別会計で一括発注することとし、各特別会計ごとに費用を按分し、それぞれ予算に計上しています。

第3条の「地方債」につきましては、4ページの第3表に記載する「簡易水道施設更新事業」及び「公営企業移行事業」に、水道事業債を75,500千円を計上しています。

令和2年度は、名倉・津具地区の老朽化した配水管を耐震性のある水道管へ更新するとともに、設楽ダム建設に伴う「導水管移設工事」を継続して実施します。

議案第22号「令和2年度設楽町公共下水道特別会計予算について」説明します。

歳入歳出予算総額は、582,081千円で、前年度より184,853千円46.5%の大幅な増額であります。

第2条の「継続費」は、3ページの第2表に記載する「企業会計移行事業」に係る3年間の総額24,200千円及び各年度における「年割額」を計上しています。

第3条の「地方債」につきましては、4ページの第3表に記載する「公共下水道施設整備事業」及び「公営企業移行事業」に下水道事業債51,900千円を計上しています。

令和3年度の一部供用開始を目指し、管渠工事及び設計を進めて参ります。また、処理場及び幹線管渠の整備につきましては、引き続き県代行事業として愛知県が実施します。

議案第23号 令和2年度設楽町農業集落排水特別会計予算について説明します。

歳入歳出予算総額は、215,778千円で、前年度比23,652千円、12.3%の増額であります。

第2条の「継続費」は、3ページの第2表に記載する「企業会計移行事業」に係る3年間の総額30,800千円及び各年度における「年割額」を計上しています。

第3条の「地方債」につきましては、4ページの第3表に記載する「農業集落排水施設更新事業」及び「公営企業移行事業」に下水道事業債20,300千円を計上しています。施設老朽化対策により増額していますが、農業集落排水事業最適整備構想を踏まえ、コスト削減を図りつつ進めて参ります。

議案第24号「令和2年度設楽町町営バス特別会計予算について」説明します。

歳入歳出予算総額は、37,329千円で、前年度と比較しまして392千円、1.0%の減額であります。定期バス4路線及び予約バス4路線の運行を委託し、安定した運行体制のもと、地域住民の足の確保を図ります。

議案第25号「令和2年度設楽町つぐ診療所特別会計予算について」説明します。

歳入歳出予算総額は、92,792千円で、前年度比3,499千円、3.6%の減額であります。

週5日診療のほか、月1回の整形外科医の診療、週1回の理学療法士によるリハビリ事業を実施し、的確な医療サービスを提供するとともに、円滑な診療所運営を図ります。

議案第26号「令和2年度設楽町田口財産区特別会計」から議案第29号「令和2年度設楽町津具財産区特別会計予算」までの4特別会計につきましては、総額で8,057千円で、前年度比1,189千円、12.9%の減額であり、各財産区の管理経費を計上しています。

なお、4財産区特別会計ともに、会計は前年とほぼ同一内容であります。

以上、11特別会計歳入歳出予算額の合計は、2,586,309千円で、前年度比102,875千円、4.1%の増額であります。

増額の要因は、公共下水道特別会計における管渠敷設工事費及び農業集落排水特別会計における津具地区の施設改築事業費の増額によるものであります。なお、このほか、特別会計において増額したのは津具財産区特別会計のみで、あとの7特別会計は、いずれも減額であります。

以上、一般会計、特別会計を合わせた歳入歳出予算総額は、9,584,807千円で、前年度と比較しまして30,535千円、0.3%の微増とした当初予算であります。

以上で、新年度予算に係る議案説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第18号から議案第29号までの12議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く11名で構成する予算特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「ありません」の声)

議長 議案第18号から議案第29号までの12議案については、11名による予算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定をいたしました。

議長 お諮りします。予算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、七原剛君、原田直幸君、加藤弘文君、今泉吉人君、金田敏行君、金田文子君、伊藤武君、土屋浩君、山口伸彦君、田中邦利君、高森陽一郎君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(なし)

議長 異議なしと認めます。予算特別委員は、ただいま指名したとおりに選任することに決定をいたしました。予算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長を選任を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩といたします。御異議ございませんね。

それでは暫時休憩といたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時35分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。

委員長に、11番高森陽一郎君、副委員長に、4番今泉吉人君が選任されましたので御承知おきください。なお、予算特別委員会は、本日、定例会終了後、予算の説明、3月12日午前9時から総務建設委員会所管の質疑、3月16日午前9時から文教厚生委員会所管の質疑、質疑終了後に採決です。よろしくお願いを致します。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

散会 午後2時36分